

第七十五回
国会

参議院商工委員会會議録第十号

昭和五十年三月二十五日(火曜日)

午前十時二十三分開会

出席者は左のとおり

委員長 林田悠紀夫君
理事 楠 正俊君
小柳 勇君
須藤 五郎君

委員

小笠 公昭君
銅木 亨弘君
斎藤栄三郎君
菅野 儀作君
吉武 恵市君
阿具根 登君
鈴木 力君
村馬 孝且君
中尾 辰義君
安武 洋子君
藤井 恒男君

政府委員

科学技術庁振興局長 木下 亨君
通商産業政務次官 嶋崎 均君
特許庁長官 齋藤 英雄君
特許庁総務部長 三枝 英夫君
特許庁審査第一部長 土谷 直敏君

事務局側

常任委員会専門員 菊地 拓君

説明員

文化庁文化部署作権課長 国分 正明君
厚生省薬務局経済課長 森 幸男君

本日の會議に付した案件
○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(林田悠紀夫君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

前回に引き続き特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木力君 私は、この法案についての御質問を申し上げる前に政府のお考えを先に伺いたいのは、どういふ表現をすればいいのかわかりませんが、特許法という法律はともかくとして、特許を受けて、そしていろいろそれが利用され、あるいは社会に貢献をしていくという、その基礎になる科学技術研究といいますが、開発といいますが、そちらの基礎ができたところ、そこ、特許法という法律が有効な働きをするだろうというふうな気持ちがあるものから、そこで、政府全体としていまの日本の科学技術研究開発と言ったらいでしょうか、そういうことに対する基本的な考え方と、それから基本的な方針といいますが、あるいは仕組みなんかについてもひとつまず最初にお伺いしておきたい、こう思います。

これは次官に伺った方が一番いいと思います。――どなたでもこれはけっこうです。
○政府委員(木下亨君) 非常に御質問が大きい課題でございますので、どういふふうにお答えしたいかと思ひますが、まず、国の科学技術政策といいますが、そういうことでございしますが、これは、基本的には内閣総理大臣を議長にいたします科学技術會議でその大きな方針をきめていく、こういうことになって、そういう形でやっております。まあ試験研究は大きく分類いたしましたして国公立の研究機関でやるもの、大学で行つておる

もの、それから企業等でやられておるもの、こういうふうに分けられると思ひますが、いずれにいたしましても、全体がやはり整合性のとれた開発が行われなきゃならないということで、全体の取りまとめは、科学技術會議がその方針を出していくということをやっております。

なお、国の研究所は各省に属しておりますので、その総合調整という業務は、これは科学技術庁が行うということで設置法でも定められておるわけでございます。それから、大学の研究につきましましてはこれは文部省が行う。それから各省と申し上げましたが、各省は各省みずから行う研究と、それから所管の業種に対して民間の行う研究を助成すると、こういう仕事も各省で行つております。

そういうことと各省関係の取りまとめは科学技術庁が行うし、それから文部省関係といいますが、大学関係の調整は科学技術會議が全体として行う、こういうやり方でやっております。

○鈴木力君 仕組みはいまお伺いしました。そういう仕組みが必要であらうと思うのですが、私が実は一番先にこのことをお伺いしましたのは、時間がありませんか。余り具体的なことをふろしきを広げないつもりですけども、いろんな諸統計を見ましても、あるいは表に出た一つの現象を見ましても、どうもこの外国といいますが、外国の研究開発と日本の研究開発の度合いといいますが、何となしに非常に日本の方がまだまだおくれれているという感じがするんです。

これはたとへば、私の考え方が違つていのかどうか自信がありませんけれども、私はきのう日経新聞を見ましたら、東洋レーヨンが、何ですかエクセーヌとかという何かをいま開発をして、そして相当手広くヨーロッパ諸国等にも輸出をしておる。ところが、それがアメリカのデュポンという会社ですか、デュポンという会社から特許法であれで異議の申し立てがあつて、三年間争つてき

た。そして結局、結果は政治的な解決という新聞の解説がありますけれども、デュポン社に六十万ドルですか、それからその使用権を持つておるクラレに三十万ドルの、合計九十万ドルを支払つてやつとこの紛争が解決したという記事があるのです。

それはまあそれでそのとおりなんです。ところが、私が気にかかるのは、東洋レーヨンの技術陣に言わせると、何ら特許権を侵害をしていない、つまりそのデュポン社のポロメリック物質ですか、よくわかりませんが、そういうデュポン社からの異議の申し立て事項について、東洋レーヨンの技術陣の方は、これは異議申し立ての事項に当たらないという自信を持っているということが言われておるわけです。しかし、それは東洋レーヨンの業務の都合上によつて政治的に解決をした、こう言われておるわけです。これはまあ政治的に解決をしたことはいい、悪いということをやうん

じやなしに、もし技術陣の言うことが本当であつたら、自分たちの開発したものであるにもかかわらず、類似のものであつて外国の会社から異議申し立てをされると、金額はともかくとしても、そちらが正しいという判断のもとに日本の業界が動かなければいけない、こういう地位に日本と外国とがあるとしたら、これは資本関係の大きさがどうかということにいくと、また話は少し別の形になりますけれども、科学技術開発あるいは研究開発というレベルが日本の方が相当に底が厚くて、底も厚いし規模もきつちりしたものにもし進んでいるとすれば、こういう技術陣といいますが、研究開発のその当事者を泣かせるような結果にならないんじゃないかということ、これは私は新聞記事を読んでみて自分なりにそういう気持ちで読んでんだ。

の特許を輸入しているものの方が輸出をしているものよりは数字の上でははるかに多い。要するに、先進国に依存している依存の度合いというのは、まだまだ非常に大きいということだと思ふんです。そうなるてまいりますと、先ほど御説明を伺ったこの仕組みが、仕組みが悪いという意味じゃないんです。仕組みが悪いという意味じゃないが、単に歴史が浅くておこなわれているのか、あるいは他にもう少し原因があるのか、その点の究明をすつとしていかないと、今度まあ国際条約によって国内法を改正をして、国際的なレベルに日本が特許権の關係ではいくんだ、こう言つておるけれども、その土台のところを忘れていくと、法律を改正してもどうも私は余り本質的な意味からすると、意義が非常に薄れてくる。そういう感じがするものですから、この辺についての御見解も伺つておきたい、こう思ふんです。

○政府委員(木下亨君) いまの東レとデュポンの關係の具体的なことは私もよくわかりませんけれども、確かにまだ日本の技術開発力は少し弱いと思ひます。ただ、非常に近年わが国の技術開発力も急速に伸びてまいつておりまして、研究投資の額で見ますと、アメリカは非常にこれは大きいわけですが、アメリカは非常にこれは大きいわけですが、フランス、イギリス、西ドイツ等と比較いたしますと、日本の実績はむしろそれらの三国よりは多い状態にまでなつてきております。したがって、技術は蓄積が必要でございしますから、現在の時点ではまだどうもやがて劣るものがあるわけですが、だんだん先進国並みになつてくるものと考へております。先生おっしゃいますように、日本の技術が劣つておるから外国との特許紛争でつまらない金を払わにやならぬというふうなこともあるかも知れませんが、しかし、いまのお話は私は、やはり解決を早くつけたというところで、徹底的なその国際的な特許論争をやらないで解決をされたのではなからうか、まあこういうふうに考へるわけでございます。

○鈴木力君 ですからね、私はそこが問題のボー

ントじゃないかという感じがするんですよ。どうして日本の技術開発がおこなれてきたかということに、もちろん私は本當言つて、いま局長さんがおっしゃつたように、従来こういう面の学問の研究なり、あるいは科学の研究開発なりに對する日本の金の出し方ということがいままでも非常におくられておつたということを考へてもおつたし、そういうことをいふ機会に言つたこともあつたんです。だから、たとえば大学にいますと、いわゆる頭脳が外国に流出をして、貴重な頭脳が日本にとどまつていない、そういうところに基礎的な理由があつたのだらうと思ひます。だから、一つの通産省なり、あるいは何々省なりということのどうこうということじゃなからうかと思ふんです。

ただ私は、いまの局長さんのお答えをいたしたいことでもそう思ふんです。それはいまの東洋レーヨンが、これは一つの具体例でありますから、別にこのことを知つてゐるか知つてゐないかということじゃありません。新聞記事で言ひますと、東洋レーヨンがイタリアに何とかという合弁会社をつくるために政治的に解決をしたんだと。これは東洋レーヨンの一つの企業としての營業をやるために政治的解決をしたんだであつて、私はその企業の立場からしたら、それはそれで妥當だらう。しかし、そういう形で企業が研究の成果というものを企業の意図によつてつぶしてしまつていくというふうな習慣なり風習なり考へ方なりが基本的なまだ日本にあるのではないかと。これは企業という意味じゃ、本當はいま東洋レーヨンは企業だから企業という言葉を使つたけれども、企業というだけの話ではなしに、一体研究なり開発なり科学なりというものの對する価値観というものが、たとえば企業の營業の考へ方あるいは都合ということと合せると、そちらのほうが優先をしていく、そして研究の成果という一つのものがそれによつてつぶされていくと言つと、少し話が適切でないかも知れないけれども、泣かされていく、そこでとどめられてしまふ、あるいは日の目を見ないでしまふ、そういう科学と

いうものに対する価値観が、日本の政府全体としても少し薄いのではないかという気持ちがあるんです。それで、たまたまいまの東洋レーヨンの例を出しましたけれども、その辺の思想的な転換を図らないでいきますと、どの法律をどういじつてみたところで、経済的には日本はずつとこう伸びてきた、投資の額は伸びてきたと言つけれども、一番大事な目玉というものを抜かしたまま進んでいったら、将来過ちを犯すのではないかと。うううに思ふんですが、この辺は私は、やっぱり政府としてももう少しメスを入れた検討ということをしてもらつていいのではないかと。うううに思ふんです。

○政府委員(嶋崎均君) ただいまの鈴木先生の御質問まことにごもっともだと思ふんです。御承知のように特許法、工業所有權關係の法規はわが国の場合に、明治の年代から非常に古い歴史を持つておるわけでございます。その間、日本人の創意工夫を發揮させるという意味で、そういう新しい工業所有權等について温かい保護を与えるということが特許の公開主義と相まって、公開されることによってより進んだ科学的な新しい思想、發明というものをつくり出すというところで、非常に日本の近代化に貢獻をしてきた制度であるというふうに思ひます。

反面、また日本の場合には、御承知のように、相当外国からの特許の導入というが、そういう面でも非常に弾力的に對應してきたことは事実でございます。特に戦後、戦争中のあつた世界の中からは隔絶した状態にあつて非常におくれた、それを取り戻すために、まあ最近の科学技術の輸出輸入の状態というものを言ひまして、残念なるかな相当日本は輸入の方が多いという数字になつておることは、だんだんにいままでも御議論をされ御審議を願つた過程でも明らかになつてゐる。しかし、最近の十年間ほどをとつてみましても、アメリカにおけるところの特許の取得状況とかあるいは西独における特許の取得状況、そういうものから見ましても——まあ米国は相当大きいけれども、米

国でも西独に次ぐような特許の状態になつておりますし、それから西独の特許の状況を調べましても、日本は相当高い水準になつてきてゐる。そういうことを背景にして、もうすでに昭和四十五年、前の特許法の改正以後、日本の場合でもうそろそろ物質特許を取り入れてやつて、科学分野において競争に立ちおこなふことはないんじやないかというふうな示唆もありません。各界各層の御議論を聞いて現在までこの特許法の審議というものを進めてきたわけでございます。

そういう過程で、どうやらいままでの段階でいきたいと思います、こういう分野でも相当国際競争力が高いということが認識をされ、そういうことを十分受け入れてやつていけるという状態を背景にしまして今度の特許法の改正に踏み切つたわけでございます。先ほど話がありました、私、具体的にそのケースの内容は知りませんが、幾つかの会社の方々に聞いても、特に化学会社の方々に聞いてみますと、だんだんこのころは一方的に特許を取り入れるということは非常にむづかしいなりまして、だんだんクロスライセンス方式というか、一面、特許を取り入れるためにこちらの持つてゐる特殊の特許あるいは技術というものを交流をしていく、そういう形でこういう分野の企業が互いに切磋琢磨し、互いに發展し、互いに科学技術の進歩あるいはそれを通じて高い生活水準、科学技術の水準というものを實現をしていく、そういう形にだんだんならざるを得ない。自分のところが、何かなしに相手から技術を輸入しようと思つてもなかなかむづかしいような状態になつてゐる。幸いにして最近におけるわが国の科学技術の民間における投資あるいは間接的にいろいろな国、大学等の、研究所等の成果というふうなものもあつて、ようやく日本で取引の材料になるようなそういう技術的な基礎というものがだんだんできてきてゐる。そういうことで非常に日本が外国の特許も取りやすく、輸入しやすくなつてゐるし、逆に日本の特許も出ていく、だんだんそういう水

何となしにマニアが集まって、ここで新案なんかをやってアイディアのいいところの競い合いも非常にいいことだけれども、そしてそれをもてやらなければいけないことのうちだけれども、日本全体としてこの水準を考える場合に、そういうところのセンターをつくって何人か集まって、マニア——マニアと言うと非常にしかられるだろうかからその言葉は適当でないと思いますが、それも必要だけれども、そういう一つの民間の研究することに対する基礎科学との結びつきをだれがしてやったら一番適切だろうかということが、実は私達がそういうことをこそ、その方法をこそ政府自体がそれこそ研究開発をなさらないと、という感じが私はいろいろ伺っておつてするんです。そのこととはもうきょうの直接の問題でもありませんけれども、特許法がというか、特許法に基づく施策が、行政が生きていくには、やっぱりそここの底に基礎科学との研究開発というものがある。日本全体の流れるところからこの特許制度というものに効果が上がってくるだろう。力を増してくるだろう、そういうような気持ちで伺ったわけでありますが、これはまあ私の意見を申し上げたということにしておいてもよからうと思います。

それで、後でいまの法案とも関係が出てまいりますが、先ほど次官から、物質特許を今度取り入

れるというのを伺いました。それは国際的にもそういうところに来ておるわけですから妥当だと思ひますが、実は厚生省の方においでをいたしておりますので、最初に厚生省の方にお伺ひして、一日ここにいても構はないようにするために先にお伺ひしておきたいと思ひますが、たとえば今度の物質特許の対象になる医薬品、あるいはその他の食品とかいろいろ出てまいりますが、この医薬品についての日本における研究開発の体制がどうなつておるのか、ちよつとお伺ひしたいんです。これは今度の特許と関係が直接あるかないかは別だけれども、その研究開発が相当進んでおるといふこと、あるいは進めるといふこと、今度の特許法にこれを取り入れたといふことは、私は直接関係があるだろうと思ひますから、そういう意味でお伺ひしますが、これはこの種のものが何企業も研究をするんだといふことにはならないと思ひますけれども、特にわが国の場合には、医薬製造業といふのはものすごく小規模の企業が多い。恐らく企業自体を見ますと、企業に開発する力といふものは余りありそうにも見えな

い。しかし、企業もそれなりの研究はやつてゐるだろうと思ひます。これ、厚生省としてそういういまの体制あるいは実情等について伺ひたい。

○説明員(森幸男君) ただいまの先生の御質問にお答え申し上げます。

わが国の医薬品産業の研究開発の水準というのが現在どういふふうになつておるかといふことでございますが、これは従来、わが国の医薬品産業といふのは、外国の技術によりまして開発された医薬品に依存する傾向といふものが比較的強いといふふうになつてきたわけでございまして、近年わが国の研究開発水準といふのは急速に高まつてきてゐると私も考えております。この研究開発の水準といふものを一体どういふふうに見るべきかといふその見方がいろいろあるかと思ひますが、たとえばこれを研究費にのくのか、研究開発費にのくのかの費用を投じているかといふ面から見ますと、医薬品工業の場合には、

これは総理府統計局で行つております科学技術研究調査報告といふのがございまして、その結果で見ますと、四十三年度を一〇〇としたしまして四十七年度に二五九・〇と、かなり著しい伸びを示しておるといふことが言えるわけでございまして、また、売上高に対する比率といふもので見ましても、四十三年度ごろは三・三％程度であつたものが、四十七年度には四・六％にまで上昇しております。この四・六％といふ数字は、化学工業と比べましても、また製造業一般と比べましてもかなり高い水準にございまして、業種別に見ますと、これは最高の水準になつておるといふことになつてございまして。

これは研究費にどれだけ投じたかといふ面から見たわけでございまして、それでは実際にその研究成果の面でどうかといふことでまた反面見てみる必要があるかと思ひます。これにつきましても、またなかなか適当な資料が実はないのでございまして、私どもの方でどういふ数字をちよつと当たつてみたわけでございまして。わが国では、これは医薬品の場合には、新たな医薬品を製造するといふ際には厚生省の承認を必要としております。その製造承認をとる、あるいは海外から入れてくる場合には輸入承認といふのを受けることになつておりますが、そういう輸入承認を受けた新しい新規の医薬品の中で国産技術によるものが一体どのくらいの比率を占めてゐるであろうかといふことを調べてみたわけでございまして、これは時間の制約等もございまして、四十四、五年度以降しか数字がございせんが、四十四、五年度以降を見ますと、大体三〇％程度であつたかと思ひます。これが四十八年、四十九年になりますと四三％、四八％といふことで、こういう数字から見ますと、かなり水準が高くなつてきてゐるといふことは言えるかと思ひます。これは一般的な状況をいまま

ず申し上げたわけでございまして。

先生が御指摘のございました二番目の点で、医薬品産業と言つても大きいものもあれば小さいもの、中小企業もいろいろあるではないかといふ御指摘でございましたけれども、この物質特許制度につきましても、これを導入することがそれでは医薬品産業、特に中小企業にどういふ影響を及ぼすかといふことで考えてみますと、この物質特許制度は、製法特許の段階と比べますと、一般的に言いますと、それは研究開発力の乏しい企業にとりましてはいろいろな影響が生ずるといふことは避けられないわけでございまして、全体として言えますことは、中小企業だからといって直ちに不利な影響が出てくるというのではないんじやないんだらうかといふふうな考えております。

その理由は、中小企業の場合には、研究開発の分野といふものを特定のものに限定して研究を行つてゐるといふものがいろいろございまして。したがつて、大企業の場合には研究の分野が非常に広いわけですが、中小企業の場合には特定の分野ではございまして、そういう独自の専門的な領域におきまして集中的な研究開発をやつておるといふことで、そういう特定の分野につきましても、いろいろ研究開発の効果といふものを期待することとでもできるのではないのか。また、そういう研究開発の成果が製法特許の場合ではいろいろ、まあ防衛研究といふことも、自分の開発した製法が他に取られることのないような防衛研究に力を注がにやいかぬといふこともあつたわけですが、それが今度の物質特許制度になりましたと、そういう面にかける研究の余力といふものが不要になつてまゐりますので、そういう意味からいたしますと、中小企業の場合でも、独自の専門的な領域で新たに物質を見つけていくといふようなことになれば、その分野での成長発展といふ面で今後必ずしも不利なことにはならないんではないだらうかといふ気がしてゐるわけでございまして。

まあそういうことで、私も厚生省といたしましては、この物質特許の導入といふものを契機といたしまして、今後医薬品産業の研究開発の水準といふのをこれからさらに強めていくように努力をしていきたいといふふうな考えております。

○鈴木力君 実態は企業で行つておる——いまの課長さんのお答えは、私はこれはちよつと納得できないんでね。中小企業は中小企業なりにそれなりのプロパーを研究しているんであつて、その影響がないという御見解なんです。しかし私が——私は素人でよくわからないけれども、今度多少私もある程度の報告なりなんかを見る限りにおいては、これは外国でもそのようですね。この物質特許といふこれとの関係で言へば、やはりどうして

も大きな研究機関のところに開発がどうか、発明といふんですか、可能性が非常に出てくる。これはただ小さい化粧品品の発見みたいに、何かの花のめしべをいじくつてゐるうちにちよつとしたにおいを見つけた。そのデータをずっと調べてみたからまだなかったから、それを香料に入れて新発売とやるのは、やつぱり医薬品となつてそんなもんじやなからう。そうなつてきますと、ただ単にそれを見つけたといふか、物質をつくるというだけではないに、その効果の研究までがずっといかなければいかぬのでしよう。そう簡単に……

たとえば医薬品の業者、企業といふことを言いますと、いま私が調べていたところによると千七百八十四ある。そのうち従業員十人未満の企業が六百二十四あるんでね。それから十人—九十九人が八百八十四ある。いわば千七百八十四のうち従業員百人未満の企業が大体千五百あるわけですね。三百人未満が百八十三ある。こうなつてきますと、そういうところはそれなりに小さなものを研究しているだらうとおしやるその感覚は、私はちよつとこの今度の制度に対応する感覚だとは思ひません。企業が勝手に小さなところは小さななりにやつたらいじやないかといふことを、わが厚生省の課長さんがおっしゃるとすれば納得できないですね。そういうおそれがあるから、私

機関があるんですか、企業のほかに。

○説明員(森幸男君) この医薬品の研究といふことになりまして、これは実際の研究はもうほとんど各企業の研究機関、研究所といふもので行つてございまして。

に言われれば、政府はやっぱりそれなりに対しての何かの対策というものが同時にいかなければ、この法案は、まあ全体から言っても同じことと言えなくもありませんけれども、いまの日本の実態から言いますと、非常に問題が出てくるような気がするとこれはいけないのじゃないですか。

○説明員(森幸男君) いま先生のおっしゃったこと、私の先ほどの説明があるいは不十分だったかと思いますが、さきに説明の最初の段階で、やはり中小企業が、何ですか、研究規模が低いために、あるいは小さいために研究面でその影響を受けることは、これは否定できないということを申し上げたんですが、結局それはいま先生のおっしゃったようなことで、研究開発に対する投資の規模がやはりその大企業に比べて中小企業が低いということとは否定できませんし、それは低ければ低いなりにやはり研究開発の力というのは弱いわけでございますから、そういう意味では先生のおっしゃったことはそのとおりかと思えます。

ただ、私が申し上げたかったのは、中小企業でございまして、全般的な面で研究を大企業と同じようにやっていくことは非常にむずかしいであろう。しかし、それぞれ中小企業でございまして、自己の得意な分野で研究開発を進めていくのであれば、この物質特許になっても、それはそれなりに技術開発の競争の中でやっていくことができるのではないだろうか、こういうことを申し上げたのですが、その最後の点がやや強く響き過ぎたかと思いますが、その点は、私の考えておりましたのはそういうことでございまして。

それからもう一つ、先生最後に数字をお出しになられまして、非常に小さい小企業、あるいはむしろ零細企業と言ったほうがいいようなそういう企業がたぶんあるではないかというお話もございました。これは確かにこういういわめて小さい企業の場合にはこれは従来ももちろんそうでございますが、やはり医薬品の研究ということになりますと一定の研究要員が必要である、あるいは一

定の研究の費用が必要である、研究の場所も必要であるというふうなことになるまいかと、なかなか小さいところで実際のところ研究開発を進めていくというところはむずかしいと思えます。

現在の医薬品産業の実態、そういう小企業だと零細企業というのは、では一体どういう分野で生きているのかということになってまいりますけれども、それは結局特許と関係がないと申しますか、もうすでに以前からつくられてまいっております基礎的な医薬品、そういう分野でそういう小企業あるいは零細企業は生産を行ってやってきておるといふことでございまして。これは蛇足かもしれませんが、発言させていただきます。失礼いたしました。

○鈴木力君 だから私は厚生省の御認識に、これはやはり将来の研究開発ということですから、たとえ小さいところで家伝薬をつくって、そしてそれだけで売っているという業者がたくさんあるだろうと思えます。それはそれなりに生きているからそれでもいいのだと、これは別なテーマになりましようが、いまの特許法とそれから研究開発のテーマとしてはちよつと適切でないかもしれせんが、物の考え方が。しかし、私が一番先に言った科学というものの価値感というのが政府に共通されておると、研究開発は企業だけに任しておくと、この自体が私は本当は承服できないです。全部国立でやれというところでもありませんよ。でありますけれども、特に医薬品なんかになつてまいりますと、人間の命と関係のあるものの研究開発ですから、相当公的な性格を持たなければいけないし、また、基礎科学というものが相当にここに働いていないといけない問題でもありましよう。そうするといふと、いまの民間の研究機関あるいはその研究に参加する学問といふものは、科学者といふんですか、そういうような形のものをつくり上げていくという努力がなければいけないだろう。

私は、本当は厚生省は相当そういうことをいま

やつていらつしやるのだからということを期待しながらこの点をお伺いしたのですけれども、何となしに企業任せでございましてというふうな、そんなことでもないだろうとは思いますが、そういう点で私は、こういう法改正に伴つてやはり担当の厚生省はそういう研究開発の仕組みというものをもとに検討していかないといけないのではないかと申す。従来もこれは特許制があるというところで、それが企業が企業の立場で研究しているのだから、必要なら特許を取つたらよからうと思ひますが、科学といふものは経済行為によつて任される科学ではないに、やはり国なり社会の主導型の科学といふものが基礎にあるという頭をいつでも持つておいていただいで、それが特許法によつて実際に生かされていくのだといふものが必要だ。これは決して特許だけの仕事であつたり、科学技術だけの任務であつたりといふことであつてはならないだろうと思ふ。厚生省にしてもあるいはその他の省にしても、常にそういう感覚が働いているときにこういう法律といふものが私は効率を上げてくるだろう、そういうことを考えていま伺つてみたのです。

大分時間がたちますので、あと伺いませうけれども、そういう点ではひとつ厚生省もしかるべき御検討はいただきたいと思ひます。

時間が大分たちましたので、文化庁からも来ていただいておりますので、先にそちらの方をお伺いをして、それから直接法案の点について伺いたいのですが、この法律には出ておりませんけれども、ソフトウェアの法的保護の問題についてお伺いをいたしたいのです。時間がありませんから、あまりつべこべ言いませんが、少なくともWIP Oの会議でも、ソフトウェアについての保護といふことはこれは検討すべきだ、すでにいろいろな議論等もなされておるはずで、特許庁からもどなたかたぶんそこに出席なさつていらつしやるはずで、そういうことから、著作権で保護できないかという考え方が一つあるように伺ひます。そ

れから、これは工業所有権で保護できるのかできないのかという検討もなされていらつしやるように私は伺ひました。いま保護の必要性があるかどうかという議論は、そういう形からすると私はしなくてもいいだろう。大体保護をしなければいけないところまでいま来ている。そこまでは一致しているだろうと思ひます。

それで、端的に伺ひますけれども、あれは昭和四十何年でしたか、工業所有権関係の審議会の方でも報告が出ているわけですね。それから著作権審議会の方からも報告が出ている。その報告に対していまだどういふ対処がなされていらつしやるのかというところを結論的に伺ひたいのです。

まず一つは、著作権審議会の方は、著作権で保護できるという趣旨の中間報告が出ておるようについて承つております。文化庁では、いまだどういふことを検討されて、どういふ結論に達しておられるのか、あるいは中間であれば中間でもけっこうですが、まず、文化庁の見解から先に伺ひたいと思ひます。

○説明員(國分正明君) ただいま先生の御指摘の報告は、昭和四十八年の六月に、著作権審議会第二小委員会を設けてまして、そこで一年余り御検討いただきまして、私ども報告という形でその結論をちやうだいしているわけでございまして。この審議会での検討は、現行著作権法のもとにおきましてコンピュータプログラム等を中心としたします著作権問題についての解釈がどうなつておるか。それからまた、解釈上の限界はどういうところにあるか、及び将来どういふ方向で対処したらいいのか、およびそういう内容でなつておるわけでございまして、ただいま御指摘の……

○鈴木力君 時間がありませんから、答申の内容は私も拝見しましたから説明していただくことなくもつてこよう。答申を受けて何をしたらかといふことを言つてください。

○説明員(國分正明君) 御指摘の点につきまして、コンピュータプログラムの多くは学術的な分野の著作物であるという結論づけをいたしてお

ります。したがって、現行著作権法による保護というものが当然ある、こういう解釈に立つております。

なお、ただ現行著作権法によります保護でございますと、たとえばプログラム自体を複製するということについては著作権が及びますが、その中身を実施するという点については、著作権制度のたてまえといたしまして、そこまで著作権で取り入れておりません。そこに限界があるということです。それから著作権におきましては、そのプログラムが貸し出される、あるいは譲渡されるということについては、現在権利が及びません。これは頒布権と呼んでおりますが、及ばないということになっております。それからまた、現在の著作権制度によりますと、その著作権の帰属はプログラムの作成者にあるという形になっておりますが、多くの場合、プログラムの開発は企業体で行われているということから、現在の帰属の形ではないのかどうかという問題提起がなされております。これらにつきましては、審議会の報告では、いま直ちにどうこうということではなくて、実務界における契約慣行がどういふふうになっておるか、あるいはたまたま先生御指摘ございましたように、国際的に検討されておりますので、その検討を見きわめつつ当分の間そういう問題について慎重に対処しようということでございますので、私どももそういう態度で対処している次第でございます。

○鈴木力君 特許庁の御見解はどうですか。
○政府委員(齋藤英雄君) 先生がお話ございましたのは、通産省の産業構造審議会の情報産業部会が出された答申じやないかと拝察いたしますが、その最後の結論のところでございますが、わが国におきましては、特許権で保護することにつきましてはいろいろそのままだ問題はございます。ただ日本の特許法では、ハードウェアに関するソフトにつきましては現在でも特許権を与えております。純然たるソフトにつきましては問題が別でございまして、特許権を与えておりません。

純然たるソフトウェアにつきましては現在 WIP O においていろいろ詳細な議論が行われております。したがって、先行き法的保護に關します国際条約が結ばれる可能性が次第に出てきております。したがって、現時点におきましてわが国のみが早急に新規立法を行うことは必ずしも得策ではない、こういうのがこの答申の最終的な結論でございます。しかしながら、これを放置するということだけではなくて、現在試験的に、たとえばプログラムの登録制度ということを一時的にやってみたらどうかというサセションがございまして、現在情報処理振興事業協会等におきましてプログラムに対します登録あるいは認証制度といたして実施している次第でございます。

○鈴木力君 これはもうこうなりますと、私は政府に伺わなくちゃいかぬと思います。大体見解は、少なくともソフトウエアの保護はもう必要な時期にきている。特に日本の場合には、ほとんどどちらかというとアメリカのものがずつと入り込んできている。で、だんだん数がふえていくけれども、日本でもそれぞれのソフトウエアというものを開発しながらいまそれを使っておる。これがだんだんに権利が犯されてくるというふうな状況になってきますと、国際的にも保護をしなればいけないというところで、どういふ形かは別としても考え方はいろいろありましよう、そういうところから来ている。それを、どっかの様子を見ておつてというふうなことで、私はちよつと積極性が足りないんじゃないかという気がします。少なくともアメリカは著作権で保護しているでしよう。これは後でお答えいただければいい。私が聞いています限りでは、アメリカはもう著作権で保護をしている。これが全部保護できるかどうかは、さつき文化庁からおつちやつたところ、著作権には著作権のいまの守るべき範囲というのがあります。ですけれども、少なくとも著作権でもう動き出しているところもあるわけですね。そうするといふと、日本は日本なりのものというものにもう少し積極的な姿勢というものが私は必要だと思つて

す。これは大臣がいらっしゃいませんが、次官のひとつ御見解を伺いたいんです。

○政府委員(嶋崎均君) いま御指摘の問題でございますけれども、御承知のように、ソフトウエアについて何らかの知知的な創作という面があるとするならばそれを何らかの保護をしていいたかどうかということ、だんだんに非常に電子計算機、あるいはそれに伴うところのソフトウエアの進歩に伴って、何かそれを保護しなきゃならぬのじゃないかということが議論されておることは事実でございます。また、先ほど文部省の方からもお話がありましたように、著作権サイドからの保護はどうするか、あるいは特許関係の面からこれをどういふぐあいに保護していくか、さらにはまたコンピュータプログラムを登録制度というふうなことで流通というか、活用というか、そういうものをどういふぐあいに処理していっていいかどうかというふうな、いろんな方面から検討することが必要であるということも当然のことであると思つし、また、そういう段階に來ておるということとは私たちがもう考へておるわけでございます。

ただ、非常にむずかしい点は、国際的にプログラムの保護はしなきゃならぬということに提唱もされ、また、理解もされておるわけでございますけれども、具体的にコンピュータプログラムをどのように保護するのか、その具体的な方法といたうことになりまして非常にむずかしい問題がたくさんあるわけでございます。先ほど文部省サイドから著作権の面から見られた問題は指摘されましたけれども、特許の方から見ても、これをどういふぐあいに公開をしていくのか、また、これを特許公開をした場合に、特許されたものがどうして保護をされていくのか、それからどれだけの期間それを保護しておいた方が適當なのかといったような技術的な問題があるわけでございます。そういう問題をめぐって国際会議等でも、当方からも人を派遣していろんな議論はしておるわけでございます。世界的所有権機構といった

ような機構もありまして、その中でこの問題をどういふぐあいに消化をしていったらいいかということがだんだんに議論はされておるわけでございますが、いま申しましたような従来の特許制度なり、著作権制度と全く新しく出てきたソフトウエアとの調整というか、少なくとも保護しなきゃならぬ実態はわかつて、それをどういふ形で保護をし、また、それぞれの著作権法なり、あるいは特許法なりの意図している保護の内容というものとどう調整するかというふうな問題が残つておるわけでありまして。

一方、御存じのように、ソフトウエアの社会というのは非常に目まぐるしい進展を遂げ、流動化している。そういうことで、実際は世界的にもそれをどういふぐあいに処理するかというのとはなかなかむずかしい、そういう段階でございますので、日本としましては、本当にどういふぐあいにこの対処をしていくかということを、世界のそういう動向等の絡みにおいて考へていかなきゃならぬというところでありまして、決して後向きに放置するということではなくて、前向きにそういう動きに対してどうついでいき、どう対処した方がいいのかということとを具体的に議論をしなきゃならぬ段階である、そういうぐあいに理解しておる次第でございます。

○鈴木力君 ソフトウエア法的保護調査委員会というのは通産省の委員会でしょう。四十七年の五月に中間報告書が出ておるわけでありまして、そしてこれは五十年、もう少しで九三年になるのだ。報告を受けて通産省は、いまのところ三年かかって、むずかしいということがわかつたという御答弁しかいただかない。それでしよう、次官のいまの御答弁は、必要だけれどもむずかしいんだという答弁でしょう、長々とおしやべりいただいたけれども、むずかしいことは最初からわかつておるわけですね。三年たつてむずかしいと言ふ。何年たつたら具体的に何かできるのですか。この報告を受けて通産省は具体的に何をしたか、それを伺いたい。

○政府委員(齋藤英雄君) お話のとおり、四十七年の五月にソフトウェア法的保護調査委員会報告が出ておりまして、その具体的最終結論はいま申し上げましたとおりでございますが、これを受けまして通産省としましては、情報処理振興事業協会にプログラムの概要を記した書面を提出して、これを認証しかつ登録をします、その登録をいたしまして、これを一般に公開をいたしまして、ソフトウェアの流通と申しますか、それに資するようには制度を設けて、現在その制度を実施いたしております。

私、担当部局でございましてその詳細を存じませぬけれども、現在、そういうソフトウェアに對しますいわゆる登録制度あるいは登録したものに對する公開制度、それをもとにしてソフトウェアの流通が行われておる、こういうふうには私どもは考へておる次第でございまして、先行きの問題につきましましてその状況等も考へまして、今後いろいろ案が提示をされておることは私も知っております。したがって、それにつきましまして検討を一方で重ねておるわけでございまして、特許庁内部でも実はソフトウェアに對しますスタディグループを設けてまして、その点は検討、研究を行っております。

○鈴木力君 登録制度をつくって公開して流通をされておる、そこまではできたというところだろうと。私は、だから一番先から言つて、ことなんですけれども、このことについては作者といひますか、製作者といひますか、この権利をどう保護するかということが一つのテーマとして据えられないと、どうか一部を欠くような気がするわけですね。だから、少なくとも私はそういう条件であるなら、アメリカがやっておりますように、まず、著作権の部分だけでも適用して保護できるようなそういう道を開きながら、著作権ではみ出す点をどう保護するかということが具体的に進められるということも一つの手法ではないか。

もつとも、この製作者の権利の帰属ということも、製作者の著作権という著作権——仮に著作

権でございますという、著作権者の帰属がどこへいくかという問題は、これは著作権の保護で言へば、映画の著作者の権利の帰属がどこにいくかというのと同じ議論に発展をする可能性はありますね。可能性はあるけれども、それにしてもし、そこでも保護できるものは法的に保護をする。それが不完全だからということで新しいものをいうなら、もう通産省がもつと積極的に滑り出さないといふことは手おくれだ。手おくれになるというのか、適切な行政とは言えないような気がいたします。少なくとも三四年もたつておる。難易のほどは、むずかしいことはいろいろある。むずかしい条件が出そろつたら、これはできないはずがないと思ふんです。それはひとつ御検討いただきたいと思ひます。まあ私はこれ以上この問題を言ひませぬけれども、いまのようなこういうコンピュータの時代になつてきてまだソフトウェアの問題が解決をしないといふことは、先進国に入らうとしておる日本として余り自慢じやない。そろそろ諸外国の動向を見てと言われないで、日本だつてたまたまは先がいいことをしていてもいいじやないですか。ということ、ひとつもう少し積極的な取り組みをこれは御要望申し上げたい、こう思ひます。

それで、あと具体的な法案のことについて若干お伺いをいたしたいんですが、実は法案につきましましては、さきにわが党の小柳理事の方から総論的な御質問を申し上げて、総論的なお答えをいただいております。しかし、これは正直に申し上げまして私も全くの素人でありまして、どんなに考えてみても、また法案を読んでもどうして私にはわからない、理解のできないところが非常に多いので、これはまことに初歩的なといひますか、とんちんかんなことも御質問申し上げるかもしれませぬけれども、しかし、私みたいな国民もまだいるだろうと思へば、がまんしてひとつわかるような御説明をいただきたいと思ひます。

そのうちのひとつは、多項制の採用について小柳理事が質問したのに対するお答えもいただきまして、私も伺つておつたのですけれども、どうしてもよくわからない。それで外国の状況や何かについてもできれば簡単に、多項制が外国ではどういう形で採用されているのか、それから運用の実態がどうなつておるのか、簡単にひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(齋藤英雄君) 諸外国はほとんど多項制を採用しております。それで、この制度の内容と運用を非常に短時間で申し上げることはなかなかちよつとむずかしいのでございしますが、かいつまんで申し上げますと、これらの国々は、自分の国の特許法あるいは特許制度の歴史からそれぞれいろいろの制度ができておるわけでございまして、通例一般的に言ひますと、大部分の国が一つの出願をするのについてその出願の範囲が一発明である、一つの発明であるということがおむねこれは法文にある国もありませんし、ない国もございしますが、大体それが基本的な原則になつております。それでその一発明の範囲内におきまして、その中でいわゆる多項制と申しますか、発明の構成なりあるいは実施態様なりそういうものが記載できるといふのが通常のかつこうでございまして、そこで、概要を各別にこく簡単に申し上げます。

簡単に申し上げますので、あるいは私の言ひ分が十分でないことを恐れますが、あえて申し上げますと、たとえばアメリカにつきましましては明文上一発明一出願の規定はございせん。アメリカの特許法の百二十二条というところに、特許の「明細書には出願者が自己の発明であると信ずる主題を特に指摘しかつ明確に請求する一またはそれ以上の請求事項を、クレームですけれども、これを「結果的に記載しなければならぬ」といふことしか書いてありません。それ以上の規定はございせん。実務上の運用におきまして、この一発明が多発明か、複数の発明であるかということに厳重に実明はしてございまして、その場合によりましてその範囲が少しづつ違つております。技術分野、そ

のサーチ範囲あるいは技術の分類、そういうものにかんがみましてどういふふうな問題を實質的に具体的に処理するかというところにむしろ主眼が置かれてございまして、非常に實際的な解決によつておるようでございます。したがって、一発明一出願ということが原則ではありながら、実際の運用という点で一発明の概念、範囲というものは明瞭ではないといふことでございまして。實際上一発明のいわゆる同一性といひますか、そういうことで、判例によつて個々それぞれ判断をしてやつておるというのがアメリカの例でございまして。

それからイギリスの例では、特許法の二十一条に、「一の特許は、一の発明に對してのみ付与される。」という規定がございまして。さらにこれは一発明一出願の例でございまして。それにつきましても一発明とは何であるかといふことは、日本の法律と違ひまして実は法律に何ら規定もございませぬ。したがって、イギリスにおきまして「一発明の概念は技術水準、明細書の記載の方法、仕方によりまして、より狭くなつたり広くなつたりして把握をされておられて、いわば相対的な水準といふふうな考えられております。そういうものを一または二以上のクレームで書かなければいけないといふ規定になつております。

それから西ドイツにおきましては、同じように余り……

○鈴木力君 いいです、その辺で。大体いいです。それだけ何つて時間がなくなつてしまつたので。

○政府委員(齋藤英雄君) あと西ドイツ以下、日本の今回の法案は西ドイツに非常によく類似しておりますが、西ドイツもほぼ同様な規定がございまして。

○鈴木力君 それで外国でもいろいろな記述がある。多少実は私も拝見をしたのですが、わからないなりに読んでみたのですが、わからぬも、ただ私は気にかかるといふか、今度改正して多項制を採用しようとする趣旨はもつたら今度の条約でしよう。何ですか、PCTですか、あの条約に加盟して過日わが国もこ

れを批准をした。それに見合つて国内法を改正をしなければいけない、こういう必要上——まあ条約が必要というのか、それなりに国際的な日本の立場ということからの改正だというふうに理解しておりますが、それはそれとおりで、私もそうすべきものだと思います。

どうしてもわかりませんのは、いま一発明という説明がございましたね、そこで一発明と国内法というのが基本的にどういう関係にあるのか。つまり、私はこういうつもりで伺います、余り時間ありませんが、少なくとも発明なら発明というものの対する解釈が、条約と日本の国内法との解釈が統一をされていないと相当な混乱を起す危険性があるのではないかとどうふうに考えますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(齋藤英雄君) ただいまの御質問は、条約と日本の特許法の問題というよりも、むしろしほりまして、発明の概念におけるPCTと日本の特許法の関係というふうに私も受け取りましたわけでございますが、それで申し上げますと、PCTは、実は出願の手続なり形式なり、あるいはそれ以外のプロセスと申しますか、手順ということを決めておりますけれども、実体的な判断とあるいはその特許性があるかどうかということの判断につきましてはPCTにはほとんど規定がございませぬ。逆に言いますとPCTは手続規定と、そう言い切るのには多少危険でございませぬけれども、PCTは簡単に言えば手続規定でございまして、実体的な判断は各国の特許庁にまかせられておるといのがPCTルールでございませぬ。

それで、いまの多項制の問題は、付言して申し上げますと、多項制——日本は一項で書いておる、PCTでは諸外国がそうであるので多項制になつてゐるという、その特許請求の範囲の記載方法が違つてゐるということでございます。したがいまして、その記載方法に当然内容も伴つてきませんが、それをPCTに合わせるようにしたいということが今度多項制を採用しました対外的な理由

でございます。対内的な理由は別にございませぬが、対外的な理由はそういうことでございませぬ。

○鈴木力君 それでは、さつきドイツの話も出たんですが、これは特許庁の出している「工業所有権法逐条解説」、これの三十八条の「字句の解釈」で一発明の解釈を「発明の単位をどういう基準によつて定めるかはきわめてむずかしい問題である。ドイツ、イギリス等においては一発明一出願の原則のみを規定し、その例外についてはなんら規定していないが、先に例示した肥料Pと、肥料P₂」云々と、こうありまして、「場合は一出願とする」とを認めてゐる」と、ずつと解説をしておつて、「これは一発明ということの意味を広く解釈して

いるからにはかならない。すなわち、相互に技術的思想としての関連が密接なものについては二以上の技術内容のもので一発明であると観念してゐるもののである」というふうな解説です。ね。現行法についても、こうした立場から立法する案も検討されたが、これはわが国の従来の発明の単一性についての考え方と相当違つてくるので、経過的な混乱をさけるため、採用しなかつた」と、こうなつてゐるんです。

そうすると、私は、この解説は、単一性についての考え方をとる限り、ドイツや何かの考え方は採用できなかつたというふうに読めますね、日本語として読みますと、そうすると、今度は多項制に移行するという場合には、当然このドイツやイギリスの考え方を採用すべきであると私は思う。何と頑強に意地を張つて採用しないで、単一性というのを主張した解釈をずつと貫いて多項制を解釈しようとしておる。どうも私は、思想的にどういふか、思想的にとつと適切な言葉かどうかわかりませんが、何か一貫してゐないやうな気がする。どうしてこのドイツ、イギリスのような解釈を採用できなかつたんですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 先生がいまお尋ねの点は、特許法の概念の基本的な問題に触れる問題でございまして、私もこの問題につきまして、実は昭和四十六年から昭和四十九年まで、おおむね

三年間審議した実質的な内容のほとんどは、実はその検討でございまして。したがいまして、非常に重要な問題でございませぬ。

先ほどちよつと申し上げましたように、実はドイツ、イギリス等につきましても一発明の概念というものは、判例上大体は決まつておりますが、明文の規定はございませぬので、非常に伸縮がございませぬ。日本のように一発明というものの概念というものがはっきりしてございませぬ。したがいまして、それを日本の特許法にそのまま取り入れることにつきましては、特許法の基本的な考え方全部一応、極端に言えば改正しなければいけませんという問題になります。日本で言つております発明といふのは、日本の特許法の第二条の一項に「発明」とは、「この法律で発明について三項でこの発明についてこの法律で発明について」実施とは、次に掲げる行為をいう。」ということ

で、「物の発明」と「方法の発明」と「物を生産する方法の発明」というふうに、三つございまして、その三つについてそれぞれの実施方法、要するに、権利の内容はこうであるという明文で規定がしてあります。これが日本の特許法の発明の俗な言葉で言へば単位であります。要するに、この一発明の単位といふことを基礎にいたしまして、日本の特許法の全文はこれで成り立っております。

したがいまして、アメリカはこれは一番違つたわけでございますが、ドイツ、イギリスのよかに、発明といふものにつきましての——じや、よからば、イギリスの一発明の範囲とは、単位とは何であるかといふことを私どもいろいろ検討いたしました。発明の単一性といふのは、従来の判例からいけば大体こういうことであらうというある程度の推測はつきましたが、そういう報告書も出されております。しかしながら、それがある場合におきましては多少ずつやがたり判例で違つております。それは、そのときの具体的なケースによつての判断が多少ずつ違つたうでございませぬ、明文がございませぬので、したがいまして、これは判例によつていろいろ移り変わつてゐるわけでございます。

したがいまして、その範囲が実は一つの、まあこういう言葉で申し上げて、シングル・ゼネラル・インベンティブ・コンセプトという言葉で一般的に、何と申しますか、一つの発明思想といひますか、一般的な概念的な発明思想といひますか、そういうもので統一されてゐるものは一発明であるといふふうに概念をされておるものというのが一般的な考え方でございます。したがいまして、日本のように物の発明、あるいは方法の発明等という区別がないのでございませぬ。そういうふうな非常に大きく違ひますと同時に、かつ、ドイツ、イギリス、ことにアメリカにつきまして、それぞれ発明の概念、一発明の単位といふのが必ずしも明瞭でないといふこともございまして、私どもの方もいろいろ考えました末、やはりそれをとることにつきましては、日本の明治十八年以来やってきた法律のいわば非常に大きな改正ということにならざるを得ない。

しかれば、そういう方法をとらないでほかの方法で、いまのPCTルールなりあるいはたとえドイツ流のことができないだろうかといふことを考えました。それは現行法の基本は昭和三十五年でございませぬ、三十五年法の改正のときに審議を重ねました結果、いわゆるいまお話がございました三十八条の併合出願というところその点を救ひまして、この三十八条で書いてありますことは、いわば一般的な、まあ共通したと申しますか、発明思想で貫かれておりますものにつきます。一願書で出願ができると、日本では二発明という二つの単位であつても一出願でできるというふうな、ここで双方を総合しまして、実体的には一出願で、たとえばドイツの制度におけるほとんど同じような出願ができるという制度に制度をつくつたわけでございます。そういうふうなことで、結局結論的には、一出願で出願し得る範囲といふものは、大体そのドイツあるいはそれ以外の国とはほぼ同様の範囲で一出願できるということにしたわけでございます。

ところが、それは三十五年法の話でございませ

て、そのとき欠けておりましたのは、要するにこの三十六条の現行の五項にありますが、「發明の構成に欠くことができない事項」しか現行法では書けない。それに対しましていゆる実施態様のなものが書けない。ドイツで言いますと、これは下位概念と言っておりますが、下位概念的なものが請求範囲の中に書けないというのが、その三十五年法のときにドイツ的なものと日本のものとの外形的に見て一出現ということから見た違いでございます。それを今回、実施態様というものを請求範囲の中に書かせることによりまして、それを合わせようということでございます。したがって、結果的に見ますと、一出現できる範囲という観点から考えますれば、ほとんど相違がないという結論になっている、こういうことでございます。

○鈴木力君 説明を聞けば聞くほど何が無理していらつしやるじゃないですか、長官。結局こういう解釈を出しておいて、そして、結果的には多項制に移行するためのつじつまを合わせるために、また別の方向にたし書きをつけてみたり、あるいは同じ願書で二つのものができると、併合、併願制ですか、それを採用してみたり、何となしにこの發明の解釈のところで意地を立てて、そして、それにつじつまを合わせるためにあちこちいじっているという感じがしてならない。同じ手続になるならば、もう特に今度國際的に多項制を採用して入り込むというならば、そういう諸外國に通用されているものをむしろ解釈として切り変えた方が、そうしてそれに法案を整備した方が何となしに自然なような気がする。ところが、一つのとこに頑張って意地を立てているものだから、それに合わせるためにまたあつちをくつつけたり、こつちをくつつけたりしてこれで結構いけるんですという説明になるわけです。それから何となしに、もしいまの長官のおっしゃるような解釈だったなら、やっぱりこの字句の解釈というのをちよつと直さないで、私どもが読ましていただと、この解釈によつて少し私どもは混乱する

ような気がする。それは私がわからないからということになるだろうと思ひますけれども、わからない人間が大部分いるんですから、長官クラスの人はつかり國民ならこんな議論しなくてもいいんです。國民を迷わせる法律ですよ、この法律は。と言つて私の独断かもしれないけれども。

もう一つだけ端的に伺ひますが、たとえばドイツならドイツでこういう解釈をしておつたために、日本から見ても都合だという実例がありますか。

○政府委員(齋藤英雄君) 日本とたとえばドイツの場合で、發明の單位が違いますから、したがって、当然それに伴う概念上の相違はございます。しかしながら、實際上の請求範囲を今度書きます場合に、日本に出願する場合は当然日本語でなければいけません、その場合における考え方につきましては、非常に大きな修正を要するということはなからうかと思ひます。

それで、それからもう一つつけ加へさせていただきますが、いまドイツの例で申し上げましたけれども、実はアメリカ、ドイツ、イギリス、それぞれ制度は同一ではございません。違ひますから、したがひまして、日本が仮にどつかの制度をとる場合には、どの國の制度をとるかということによりまして、これはかなりやはり相違がございます。發明の單一性の考え方……

○鈴木力君 そんなこと聞いているんじゃないのですよ。時間がなから、質問に対してはそのとおり直接に答えていただきたい。

ドイツがこういう解釈をしておるために、ドイツ自体の特許の扱いについて、日本から、横から見て、あれは不都合だということが実例としてありますかと聞いている。あるとかないとかで答えてください。

○政府委員(齋藤英雄君) ドイツの制度でやりますと、ドイツ自身としては私は別に不都合は何もないと思ひます。ただ、日本にそれをそのまま輸入をすることは、私はいままで考えたことはありませんが、そこだけを変えることは事実上不可能

でございます。

○鈴木力君 不可能だという考え方でこの解釈を出していることはわかる。わかるけれども、具体的にこれが不可能だという説明がないわけでは。さきの統一した考え方を、何となしに、これは死んでも放さないというそんな様子にしかどうも私は見られない。もちろんそれは特許庁内にも相当議論があるでしょう。この解説にさへもそういう「案も検討されたが」というある。まあ結果的にはこうなつたという説明ですから、それはそのとおりでよろしいと思ふ。

私、まあ單一性と單項性というのは同じだといふつもりで聞いているわけじゃないがね。これは違ふということは私もわかりながらいま質問しているわけだけれども、日本の法律のあり方で、そこはそれとしても、そういう解釈の上に立つから、たとえば多項制を採用する場合にも、今度の解説のようなたし書きのところでこうくつつけている。何となしに法律の体裁からしても、解釈も、ドイツ式の解釈をとつておけばもう少し法律の体裁がよくなりそうなのではないか。まあそんなようなことを考えられるのですけれども、それは同じことを繰り返すことになるかもしれない。

そこで、今度の「実施態様」という言葉が出てまいりますが、この実施態様というのはいくつかの点を言つておろのか。いろいろ資料を見、解説も伺つてみたけれども、これもまた私は聞けば聞くほどわからなくなる。もう少しわかりやすい説明ありませんか。

○政府委員(齋藤英雄君) 実施態様の概念は、例でお話を申し上げました方がとも思ひますので、例でちよつと御説明を申し上げたいと存じます。

一例といたしまして、「特許請求の範囲」の「發明の構成に欠くことができない事項」というふうなところに、「金属フレームが、無孔外皮を有する発泡プラスチックにより覆われている自動車用ハンドル」という、そういう構成に欠くことができない事項を書いたといひます。そういうし

した場合に、これは無孔外皮を有する、穴のない外皮を有する発泡プラスチックにより覆われている自動車用ハンドルということでございます。いゆる一種のハンドルのショックアブソーバーの方法の一つだと思ひますが、それで、その実施態様といたしまして、その発泡プラスチックのところを第二項としまして、実施態様に「発泡プラスチックが、発泡ポリウレタンである特許請求の範囲の記載一の自動車用ハンドル」である、こういう記載をいたします。

この例でおわかりいただけますように、一に書いてあります特許請求の範囲、發明の構成自身が、各種のいろいろなことを総合してここに掲げておきますが、その中の発泡プラスチックの部分具体的には発泡ポリウレタンというのにするという、そういう自動車用ハンドルである、これが実施態様になるわけでございます。しかもその上にさらに「特許請求の範囲の記載一の自動車用ハンドル」とありますから、一に書いてあります發明の構成の技術的特徴は全部含んだ上で、その上の一部をこつちうふうな限定をいたしておるわけでございます。したがひまして、実施態様と申しますと、それ以外の事項もそれぞれ一の、要するに構成に欠くことのできない事項に技術的特徴を全部含みながら、それをある部分につきまして具体化し、あるいは限定して、その特徴なりあるいは一番いい状態を示し、場合によりましては、その権利の範囲をはつきりするというふうな作用を実施態様は持つて、おるわけでございます。

○鈴木力君 それで、今度の法律に実施態様ということが初めて出てきたんでしよう。いままでこの法律に実施態様という言葉が出ておつたでしようか。

○政府委員(齋藤英雄君) 実施態様自身の言葉は特許法に初めて出てきた言葉でございますが、歴史的に考えますと、大正十年法のこれは施行規則でございますが、施行規則に「實施ノ態様」という言葉がございました。

○鈴木力君 そうすると、この施行規則の「實施

「態様」ということと「実施態様」というのは同義語としてこの法律では使っているんですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 技術的な表現といいますが、おたしとしては同意語でございしますが、法律的には、旧法の場合は、大正十年法は請求範囲外でございしますから、法律の制度では違ひますけれども、技術的な表現としては同じでございします。

○鈴木力君 そうなつてきますと、これはまたどういうことになりますか。昭和四十二年十一月一日付の審査部長からの通達何か見ましても、従来そういう「実施ノ態様」等は一つの例として挙げられておつて、それはあまり審査の対象にしないでいいということになつておつたのと違ひうんですか。

○政府委員(齋藤英雄君) いま先生お尋ねの原文を実は見ておりませんのでわかりませんが、おそらく私が想像しますところ、大正十年法の「実施ノ態様」のことではないかと思ひますが、その大正十年法の「実施ノ態様」は施行規則でこれは付記することができると規定になつておりまして、別項で付記することができるといふことになつております。したがひまして、請求範囲ではない、要するに特許請求の範囲の範囲外のものであるという概念でございします。

○鈴木力君 そうすると、従来の「実施ノ態様」といふのは、特許請求の範囲外のものである、それと同義語をここに「実施態様」と持つてきて、今度は範囲内になるでしよう、この「実施態様」が、そうするといふと、従来の解釈が全然違つたものを、全然違つた用語を法律に持つてきて、そこに定義なしに法律がいけると思ふのは、どうも私はこの点は疑問なんですね。だから、「実施ノ態様」といふ言葉で、範囲外のものであるといふ解釈であるなら、「実施態様」といふのは範囲の内のものであるといふ解釈と全然違つた解釈になる、逆さまの解釈になるわけではしやう。その場合に、法律用語に使うといふのは、私は多少軽率だといふ気がしますよ。だけれども、これを使うことが適切

だといふことであれば、ここに定義が必要になつてきやしないか。

私が伺つて、例で説明をしますといふことになつて。しかし、法律は一例で説明して歩くわけにいかないでしやう。やつぱり法律の中に定義といふものが一つ必要になつてきやしませんか。特に私がさつき言つたように、だから発明といふことの考え方が、単一性といふことでこだわつてこつてきてゐるわけだ、それだけにきてゐるならば、用語の解釈といふやつも統一をしないといへない。外のものを入れたらいい場合に、同じ用語でそれがさういふふうに通じるのですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 大正十年法の特許法の施行規則で書いてございしますのは、「特許請求ノ範囲ニハ發明ノ構成ニ缺クヘカサル事項ノミヲ一項ニ記載スヘシ但シ發明實施ノ態様ノ別項ニ附記スルコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ其ノ附記タル旨ヲ明示スヘシ」、これが大正十年法の施行規則でございします。私どもの方のこれに對します解釈は、請求範囲は一項に記載をしなければいけない。それを実施態様といふものは別項に付記します、こゝういふふうを書いてあります。したがひまして、明らかにこれは請求範囲ではない。別項でございしますから、一項以外でございしますから、請求範囲外であるといふふうには私どもはこの施行規則から判断をしております。判例もまたさういふふうになつております。

それから今回の改正法におきましては、三十六条の五項に、「特許請求の範囲には、発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことのできない事項のみを記載しなければならぬ。これが本文でございまして、それを要するに引きまして、「その発明の実施態様を併せて記載することを妨げない。」「その発明の」と書いてありますのは、まさにこの五項の本文に言つております「発明の詳細な説明に記載した発明」の「発明」でございします。「その発明の実施態様を併せて記載する」、「併せて」といふことで「のみを記載しなければならぬ」といふことで「併せて記載する」といふことで

ございしますので、その点は特許請求の範囲にはこれに記載しなければいけぬ、あわせてこれも記載することができるといふことで、請求範囲内にあるといふのが私どもの解釈であります。

○鈴木力君 何か手品みたいな説明になるんですね。「発明の実施態様を併せて記載することを妨げない。」でしやう。「併せて」といふ意味は、別項とあわせてといふのは違ひといふことになりましてけれども、それもまたこのことがあつて「併せて」これをといふのと、同じテーマで別項にといふことは、日本語の解釈では項目が違ふのか、一方の項目になるのかといふことにしかならないのじやないですか。少なくとも外だといふものの用語を内側に持つてくる場合に、あわせて記載することができるといふだけで理解ができるだらうかといふことですよ。だから、「実施ノ態様」と「実施態様」といふ、この「ノ」を取つた意味といふのが、こゝうなんだからこゝうなんだといふも少し定義めいたことをきつちり整理する必要がある。

私は、やつぱり法文に入れるのか、あるいは別に定義として出すのかあれだけれども、これはできればやつぱり私は用語の定義といふやつをきつちりしておかないと、特許の今度は対象になるわけですから、請求の範囲の中に入るわけですから、その辺がはつきりしないと、何かこの法律は通つたが、わかつたのは特許庁の長官一人といふような法律は私にはつくべきじやないと思ふ。これはあとで理事会等でも御検討なさるでしやうけれども、もう少しわかりやすい法律といふ意味からはぜひひとつ御検討いただきたいと思ふ。全然違つた概念の同じ用語を違つた場所に持つてくるんですから、よほど扱ひは慎重にしなければいけない、そう思ふ。

それから、時間がだんだん進みますからもう一つ多項性で私は何つておきたいのは、これも私はよく理解ができないのは、三十六条の今度の改正の「前項の規定による特許請求の範囲の記載は、通商産業省令で定めるところにより、しなければならぬ。」このことにつきましては、前にうちの

小柳委員が質問をされて、そうして、その省令の案は出しますといふ御答弁をちやうだいたした。今度私もその案をちやうだいたした。それでいま時間の都合もありますから、この案について一々どういふかは言ひませんけれども、少なくともこの省令の要綱を見ましても、さっきの実施態様といふ言葉はそのままになつてゐる。実施態様とは何ぞやといふことはこゝにも入つてゐる。

それからもう一つはこれだけのものが、このただし書きじやなくて六項にあるものが、三十九条によつて拒絶の対象にもなるわけですよ。こゝういふものがこゝにただ単に省令で定めるところで逃げていいのかどうか。まあいいです。いま中身のことを言うわけじやありません。少なくとも私は、このことが拒絶の対象になるような条項であるだけにこれは法文に入れるべきであるといふ主張です。こゝういふことを政令でずつとやつておいて、そして後でこのことがいろいろな最も重要な部分になるわけですよ。最も重要な部分は省令でもつていくといふ、私はこの法律の作成の考え方にはどうしても賛成できません。これはどうしても省令でなければならぬといふ理由がもしあればお聞きかせいただきたい。

○政府委員(齋藤英雄君) 現在三十六条六項は、お話がございしましたように委任省令になつております。したがひまして、これは記載事項でございしますから、形式なことではございします。委任省令になりますと同時に拒絶理由にはしますけれども、無効理由にはいたしておりません。具体的権利の問題に、権利になりました後の無効理由にはいたしておりません。

それで、なおそれとの比較でございしますが、たとえば現行法に十七条の第二項二号という規定があります。方式違背といふ規定があります。この方式は全部——全部といふのはちやうつといふ過ぎですが、ほとんど全部は省令できめております。その省令でもじやう方式違背になりました場合には十八条によりまして出願無効になります。したがひまして、審査にも回らないのでございします。そう

いうふうには、これは法律と省令との区分をどういうふうにするかということには非常にむずかしいのでございませうけれども、ある一定の事項はやはり省令に委任せざるを得ないと考えております。

一番いい例でございまして、たとえば方式違背の場合で、施行規則には、願書は日本語で書かなきゃいかぬと書いてあります。こういう場合には翻訳をつけろと書いてあります。英語で全部出てきた場合には方式違背になるわけです。そういうふうな問題は全部省令で実は書いてあるわけです。これは一例でございませうけれども、したがって、私もこれがこれを見ましたのは、もちろん省令で書くか条文で書くかというのは、場合によりましては体裁の問題でもございませうし、あるいは各国との特許法との並びの問題でもございませうし、あるいは国際条約との並びの問題でもございませう。それで、いま私が申し上げておりますこの記載の云々という内容につきましては、各国の特許法あるいはPCTの規定もそうございませうけれども、ほとんど全部といえますが、むしろ全部と書いていいと思ひますが、これはルールといひまして、施行規則に書いてあります。

○鈴木力君 よそのこと等、いろいろな全部見たわけじゃありませんから、いまあわてて見てもよくわかりませんけれども、少なくともこれが今度の改正の一番の中心点でしょう、一つの多項制というところの。そのときに、ただし書きに実施態様を書くことを妨げないといひて、中身は省令ですと、大体こういう法律というのは、私は体裁上から言つても、その重要なポイントというものはきちつとやっぱり法令に入れておく。つまり、実施態様を書くことを妨げない、こう書いておいて、そしてその前項の規定による請求の範囲の記載はこれこれである、さつき言つたように実施態様という言葉の定義もない。定義もなくして前に使つておけると逆の解釈、逆の意味の言葉にこれを説めとこう言つておる。そうしておいて、その中身は省令でございませう。まあそれは原案をつくられた政府とすれば、政府の立場を主張するのにはあたりませう。それを別にどうこうとは言ひませんけれども、しかし、われわれの例から見ますと、これは国民が読むんです。法律というのは国民がこの法律によって拘束されるので、もう少し重要な点は法律としてきちつとしておいて、これは私はもうこれ以上——御意見は何いありますが、しかし私は、相当強硬な意見を持っている。これは相当法文の中に入れてなければ、危なくてこの法律には賛成できないという気持ちがあることをいま申し上げておきます。

それで大分時間がたちましたが、もう一つだけ私がお伺いしたいのは、この特許法の中で審査官のあり方の問題でお伺いしたいんですけれども、私も全部法案を読んだわけじゃありませんが、審査官という者、あるいは審判官、この人たちがどういう立場で法的に保障されているのか、また、位置づけをされていらつしやるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(齋藤英雄君) 審判官、審査官は、一定の資格を持った人が、たとえば審査の場合でございませうと特許庁長官がその人にこういう点について審査をさせると、こういうふうな法文がございまして、それによりまして当該出願案件を審査をするということにございませう。それで、この審査という点、ことに審判という点につきましても、司法的な色彩がかなり強いことはこれは当然でございませう。それと同時に、行政庁のやる処分でございますからして、当然行政的な処分であることもまた間違ひはございませう。これは先般松本参考人がある申し上げたとおりでございませう。したがって、私は、性格としてはその両面を持つていふというふうに考えております。

○鈴木力君 その両面を持つていふということ、これは私も理解できます。ただその場合に、仮に行政的な位置づけというものがあつて、それなら行政的な一つの縦の系統によつて、おまえの審判が審査がけしかる、けしからぬということを行政の上から業務命令にこれを直せとか直さないとか言うことがあり得るんですか。あり得ないんですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 当該審判官なりあるいは審査官が判断をいたします基準になります、要するに審査基準なり何なりというものにつきましても、これは統一をなるべくするようにいたしまして、統一した基準を相談してつくつておられます。その基準に従ひまして審査官、審判官が個々の具体的な例を審査をし、あるいは審判をするわけにございませう。

私もその個々のそういう一般的な基準に従つた審判なり、個々のケースの審判の判断なり審査の判断に關しましては、これは審査官、審判官が第一義的に責任を持つものだと考えております。

○鈴木力君 そうすると、第一義的には責任を感じると、その後の場合の責任はどういうことになるか。

○政府委員(齋藤英雄君) 審査官、審判官が判断をいたしましたことにつきましては、当然のことではあります。ことに審査の場合でございませうけれども、当然これはいい場合には公告をいたしまして、異議申し立てというところで、一般大衆の審査に付しまして最終決定にするということになるわけにございませう。

○鈴木力君 その異議申し立てというのは、行政の系統の異議申し立てという意味じゃないでしょうか。

○鈴木力君 そこで私は、司法的な性格と行政的な性格を持つていふことは、いまの国家行政組織の中の系列から見てもそれはそれととりださう。しかし、それだけに私は法文にこの審判官の独立権というふうなものを法律で保障しておくと、それが非常に重要なことではないかということなんです。都合によつて、決裁を受けてこの決裁がだめだつたというふうなことは、恐らく事実上はあり得ない。いまそういうことをお

やりになつていらつしやらないでしよう。あり得ないと思ひます。あり得ないけれども、あり得ないだけに法文に明記をしておいて、そしてさらにこの審査官の責任というものを明確なものにするということが、国民から見れば非常に安心できる審査官であり、安心できる審判官になる。これがどうも私が伺つたところでは、余りこの法文には独立性ということがはつきりしてないみたいなんです。その点についてはいかがなんでしょうか。

○政府委員(齋藤英雄君) 一般的な業務の内容なり独立性につきましてはいまのお話は、あるいは業務のやり方はいまお話しのとおりでございませう。それで、私もがただ考えますのは、それにつきまして、他の法令なりあるいは他のそういう職についている人との比較、それをやはりこれは国家行政組織全体として考えるべきことじやないかと思ひます。これはむしろ特許庁長官の判断以上のことであらうかと思ひますが、たとえば国税の審判官、あるいは公正取引委員会にも審判部というのがありますけれども、そういういろいろな例を私も一、二調べましたけれども、そういう例は実はございませう。それからなお、その場合におきましてこれはそういう明文で書くかどうかということにつきましては、私もそれに相応するやはり資格要件であるとか、そういうものにつきまして各方面から実はいろいろ意見がございませう。もしそういうふうになりまして場合には、その辺もあわせて考えざるを得ないというふうな問題点もございませう。いまにわかにその点では踏み切れないというのが私の考え方でございます。

○鈴木力君 資格要件というものはもうあるでしょう。いまだだでもただ審査官、審判官になり得るというものでないですよ。私が申し上げようとするのは、いまの法手続の問題というところもありませうけれども、やっぱり一つのこの審査なり審判なりの権威というものを法律で裏づけしておく必要がある。それは行政の中ですら、行政の長がそういう配慮をしつつ運用をしていふということ

私は信じてはいますよ。だから、そういうことを配慮しつつ運用しているということは中の問題なんです。中の問題なんですよ。国民に対しての権威というものの証明にはならないわけですよ。対象になる審査を受けるのは国民なんです。そういう点ではやっぱりその司法、特に司法的性格も持つておるだけに明文化すべきだ。いまの長官がおっしゃったような資格要件というふうなこともなお必要であるとするならば、それも合わせても結構だと思えます。いずれにしても、そうしたものがこの国民の利益を保障する立場にある審査なり審判なりということには、法律的に独立というか、権威というものを保障するということがやっぱり法律には欠けちゃいけないと思つてゐる。これはもちろん法律のことを言っているんです。それから、長官がどうこうということにはならないかも知れません。しかし、やっぱりその当局である長官とすればそういう意図をお持ちになるのが正しいだろうと思つてゐます。

その場合に、特許庁長官が別によその省庁のことをどうこうでは言わなくてもいいだろう、言わなくてもいいと思つてゐます。それは立法作業のときに必要な場合の作業手続というのがありますけれども、特許庁それ自体を権威あらしめるためにも私はこれは必要だ、そう思つてゐます。ひとつ、これはもう御検討をせびいたしたいと思つてゐます。いまにわかには長官のお話がございましたけれども、私はできればこういう法律改正のよい機会に、そういう次臨というものがあつたらこれは素直に補強をしておくことが重要なことだ、こう思つていま申し上げたわけでありま

れで質問終わります。
○委員長(林田修紀夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時三十分まで休憩いたします。
午後零時三十分休憩

午後二時五十八分開会

○委員長(林田修紀夫君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○須藤五郎君 議事進行。

○委員長(林田修紀夫君) ちよつと速記とめて。(速記中止)

○委員長(林田修紀夫君) 速記を起こして。

○中尾辰義君 商標につきましてお伺いをいたします。

今回の改正は、商標出願の急増に対処するため、その出願の前三年以内に使用されないものは更新登録をしない、こういうことでありますが、更新チェックによつてどの程度の効果を予定しておるのか。更新出願の何%をこれによつて拒絶でき得るのかです。

さらに、現在更新出願は出願件数全体の何%ぐらいになるのか。また、更新率はどのくらいなのか。その辺をまず概括的に伺ひたい。

○政府委員(齋藤英雄君) 更新チェックによりましてどの程度出願が減るであろうかということについては、先行きの予測でございますが、いろいろのむづかしい事情がございますが、各種アンケートその他等を総合いたしまして、おおむね八%前後の出願の減少効果があるんじゃないかというふう

に私どもは判断をいたしております。

それから、第二番目の御質問でございます更新登録出願は全出願のうちどのくらいの割合であらうか、こういう御質問でございますが、おおむね一八から二〇%ぐらい、最近では少しずつその割合

が上がつておりますので、四十八年度は一八%程度に相なつております。更新登録出願がありましてから、それによりまして拒絶されるものは現在のところは非常に少のうございまして、おおむね九七、八%程度は更新登録になつております。

○中尾辰義君 出願人は、この高い出願料あるいは登録料、手数料を払つても、いままです使つてない商標の出願をしていくわけでありまして、それはそれなりに出願人にどうしてその商標が必要である、そういうことで出願するわけでありまして、今回、それを使つておられないということ、それだけの理由で抹殺されるということですが、果たしてそういうことだけで抹殺してよいものかどうか。その辺のところに出願人の方から言いますと、かなり不満もあるようでありますから、長官の明快なる答弁をお願いしたい。

○政府委員(齋藤英雄君) 商標というものは、本来商標と言ひますいわゆるマークと申しますか、マークだけで価値があるものではございませんで、これはそれを使用することによりまして、使用する者の営業上の信用と申しますか、のれんと申しますか、それと一体になりまして、それが商標というものに、そのマークにシンボライズされて出てくる、それと一体となつてゐるものを保護するというのが商標法のたてまえてございます。

それは商標法の一にも書いてありますし、あるいは商標法の三にもそれに類するもの規定がございますが商標というものは使用するということとが前提になつて商標法が成り立つておるわけでございます。したがいまして、今回、更新登録出願で使用しないということと過去三年にわた

りましてチェックをいたしますということとは、そういうたてまえから申しまして、十年たちまして過去三年の間は使用していないというものにつ

きましては、本来商標法のたてまえから言つて保護の対象になるものかどうかということにつきま

して、やはりこれは問題があるんじゃないかといふふうにお考えられます。したがいまして、そういう意味におきまして商標法のたてまえから申しま

しても、その点は私どもの方としては、使用義務の強化をやほりたしたいというふうにお考えである次第でございます。

○中尾辰義君 登録商標を更新出願をしておるわけでありまして、これはいま現在使つておらなくても、これから使う意思もある、そういうものもあるかと思ふんです。しかし、現在使つておらない、使つておる証明がないからだめだ、こういうことになりまして、まあ後からお伺ひしますが、いわゆる商標ブローカーみたいなものに先を越されちゃつて、そして思わぬ被害を受ける、こういう心配があるからこれは出すわけですか。ところがそれは今回の改正で、使つておらなきやだめなんだよと、ほんとこうやられるわけですが、その辺に対して非常に出願者としては不満もあり、また心配もあるわけですが、いかがですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 先生お話がございました商標ブローカーと俗に言われておりますもの、存在、私どもも非常に困つた存在であるといふふうにお考えをしております。どうかしてその商標ブローカーと称せられるそういうものにつきま

してはやめていただくようにいたしたいと思つてお

ります。その手段として一番私どもが筋として聞きますのは、やはり商標ブローカーは当然自分で使つていない商標を出願をされて、場合によつてはそれをよそに譲渡されるわけでございますから、その使つていないことをもつと強く意識するよ

うな法律改正をする、ということが本来の筋道であらうかと思ひます。したがいまして、今回もそういう趣旨に沿ひまして、商標の使用義務の強化といふ点を二点にわたつて改正をお願い申し上げて

いる点でございますが、なおそれ以外に、商標法の第三条に、「自己の業務に係る商品について使用をする商標については」という登録要件の中に字句がございます。したがいまして、その業務と使われる指定商品との関係をさらに明確にした

いということによりまして、その商標ブローカーというものの存在を、商標ブローカーが出願をするという事態をなるべく防ごう、こういうふ

うにも考えている次第でございます。

○中尾辰義君　いま長官のおっしゃった第三条の業務のことですが、この法律の「自己の業務に係る商品について」という用語の解釈、これは従来は、この商標を使用する意思があればよかったんです。こういうふうな解釈をされて今日まで来たように思うわけでありませう。そうすると、今回はこの業務というのには、「自己の業務に係る商品」、これには今回は商標を使っておらないければ、この証明がないとだめなんだ、そういうことになるわけですが、この業務の「自己の業務に係る商品」、この業務の解釈ですね。これは改正前と改正後と変わったわけですか。

○政府委員(齋藤英雄君)　三条については法文の改正はいたしておりますが、解釈につきましては従前と同様でございます。

○中尾辰義君　だから、いままでは私が最初申し上げましたように、自己の業務に係る商品について使用の意思があれば、それで商標の権利がもたらされたわけですが、今度はその業務というところが業務に係る商品に使ってないと、使ってなければだめなんですよ。改正前は使っていることがあればよかった。改正後は使っている証明がなければならぬ。そういうふうなこの業務の考え方というものが少し変わってきているように思うのです。その辺いかがですか。

○政府委員(齋藤英雄君)　従来からの解釈が先生お話をいたしましたように、「自己の業務に係る商品について使用をする商標」というものの解釈は、使用する意思があればよろしいという解釈であることはそのとおりでございます。今回も私もこの条文を改正してありますが、当然同じ解釈でございます。しかしながら、従来私も調査をいたしましたところによりますと、自己の業務とその商品との関係が全く関係のない指定商品が出願をされてくる例がある程度は目撃受けたました。したがって、その辺につきまして自己の業務にかかわる商品であるかどうかということを書類に記載させまして、その商品と業務との関係

係をより明確にすることをいたしたいというふうな考えておられるわけでございます。その業務と商品との関係によりまして、その商品が使用される蓋然性があるかどうかということをおもひで判断をいたしたい、こういうふうな考えておられる次第でございます。

○中尾辰義君　ですから、自己のこの業務にかかわる商品でしよう。業務にかかわる商品に使用の意思が、それと使っている証明がなきやならぬと、これはずいぶん違うわけですね。ですから、私は、このところが少し解釈が変わったのかなと、こういうふうな思っているのですけれども、この辺どうなんでしょうか。

○政府委員(齋藤英雄君)　今回省令で私も規定をいたそうと思っておりますのは、出願の際に、使用の事実の証明書を出せということではないのでございます。使用の事実の証明書を出せということをおもひ私どもはしようと思つてはおりません。したがって、そこは自己の業務を書かせよう、その業務によりまして、その指定商品についての関係を私も正確に認識ができるようにしたいということでございます。使用事実の証明書を出させるという、全くのいわば使用主義といひますか、それをたてまえておられるわけではございません。

なお現在、たとえば金融機関の場合でございますとか、証券会社の場合でございますとか、全商品を取り扱うことができない業務につきましては、従来からもこれは拒絶をいたしております。

○中尾辰義君　そうしますと、現行の第二十条の次に二十条の二を加えて、「更新登録の出願をする者は、次に掲げる書類のいずれかをその出願と同時に特許庁長官に提出しなければならぬ。」、このあるわけですが、その同時に出す、これはどういふような書類があるのですか、同時に出す……

○政府委員(齋藤英雄君)　これは更新登録の出願をいたします際に、その使用しているか使用していないかということの意味で申しますか、証拠書類を出すわけでございます。なお、正当な事由

がある場合には、正当なこういうふうな事由があるから私の方は現在使っておりませんと、こういう書類を出す場合もございます。

○中尾辰義君　ですから、この同時提出をする書類は使用の事実等を証明するためのもの、こういうことですね。そうするとこれは、現在この商標を使っているのだという証明じゃないですか。どういふのか、その証明の中心は。たとえば現物を、ある本なら本にちゃんと商標を使っている、その現物を持つてくるとか、あるいは何かこの商品に使っているところを写真を撮つてそれをつけるとか、そんなことじゃなからうかと思ひますが、その辺いかがなんでしょうか。

○政府委員(齋藤英雄君)　私がいま申し上げましたのは、更新登録出願時における使用証明の問題でございます。したがって、いま先生お話をいたしましたように、その場合における提出書類または提出資料といたしましては、当該登録商標が使用されている状態が認識できるものであればいいわけでございますが、具体的な例といたしましては、お話がございましたように、その登録商標が使用されている写真が掲載されておるとか、あるいはカタログがあるとか、そういうふうなものに添付をされておれば使用されているという資料になると私も考えております。

○中尾辰義君　そうしますと、その自己の業務にかかわる商品について使用する意思を持つておる者、従来の解釈、これはもうだめになるわけですね、その意味からして。

○政府委員(齋藤英雄君)　先ほど御議論がありましたのは、私が誤解があつたかもしれませうけれども、更新登録出願の際ではなくて、最初に出願をする場合、最初の出願というのが法律的には正確であるかどうか知りませんが、要するに、商標権も何もない方が一番最初に出願をする場合に、この商標法の三条の規定が適用になるわけでございます。その場合におきましては、私も願書に業務を記載をさせまして、それと商品との関係を見て、その指定商品が使用される蓋然性があるか

どうかを判断するということを申し上げたわけでございます。それが最初の出願のことでございます。

後のいまの御質問は、それが商標権になりましたら、十年間たちまして、さらにその十年間たったものを更新するかしないかという更新登録出願の場合にどういふふうにするかという、その後のほうの場合のお尋ねであらうかと思ひます。それで後の方の場合につきましては、私も更新登録出願の場合に、これは使用のエビデンスを出させるというふうな考えております。

○中尾辰義君　そうしますと、最初に商標の出願をする場合と、それから十年後更新チェック更新のための出願をする場合とは違うわけなんです。最初の場合はその業務にかかわる商品に使用の意思があればよろしい、更新の場合は現在使っている証明をする何かなければいけない、こういうわけですね。そうしますと、今回は出願が非常にたくさん出ておるので、それに対処するための改正でありますけれども、どうせ更新チェックで更新を出願したら拒絶されるから、新しくそれじゃ出願しようか、こういうふうなことが出てくるのじゃないかと思ひます。そうしますと、出願件数だつてそんなに抑制できないのじゃないか。この辺のお考えはいかがなんでしょうか。

○政府委員(齋藤英雄君)　更新登録出願をやめまして新願をします場合には、更新登録出願の場合でございますと、もしほかにどういふ出願が、似たようなもの、あるいは同一の商標についての出願がいつありまして、当然それは更新登録出願が適法に出されますならば、かつそれが要件になつておりましたならば、それは引き続きまして更新登録になります。しかしながら、新願の場合になりますと、これは仮にその一日前に同じ商標の登録出願があつたとしても場合には、これは後願になりますから、したがって、要するにこれは新願でございますからして、前後願の関係でこちらの後願の登録申請は拒絶査定になります。したがって、そういう危険性が非常に多

うございます。あるいは同一の場合はまだしも、類似がございますから、似ているものという範囲がございますからして、こちらの方で似ている範囲の中に入ってきた場合には、それはやはり拒絶査定になりますから、非常にその危険があるわけでございます。その辺はしたがしまして、これは出願人の判断でございますけれども、そういう危険があつてもさらに新願をするというお考えの方は、新願になる方がおられると思いますが、十年間権利があつて通常の場合は使つておられるわけでございますからして、それは引き続き同じものを使いたい、しかも、安全にそれがそのまま継続できることを恐らく希望されるだろうと思つてございます。で、安全にそれが引き続いて権利が続くということは、更新登録出願をしないと非常にむづかしい事態が起きる、こういうことでございます。

○中尾辰義君 これまた念のためにお伺いしますが、たとえば著名な化粧品会社、まあ資生堂なら資生堂ですね、資生堂にブラバスという登録商標があるわけですが、これは化粧品に使つてはいるわけですが、使用しておらない他の商品の商標については更新は許されないことになるのかどうか、この辺はいかがですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 現在の四条の十号の規定によりまして、登録をしておりませんでも、「他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標」がございませうれば、あるいは「これに類似する商標」がございませうれば、それはその後出願がありまして、それは拒絶になるわけでございます。

○中尾辰義君 それから、そのブラバスという商標が抹消された場合、他人が出願したときは登録は認められるわけですか。

○政府委員(齋藤英雄君) ただいまの場合はいずれも、指定商品が同一または類似の場合であるという、そういう前提で御質問だと思いますが、それで考えました場合に、商標権が消滅をいたします。たとえば無効審判になりまして、その商品が

なくなつたというふうな場合、当然その商標権は抹消されますけれども、その場合には、使用しております場合には一年間はそれと同じ商標は登録にはならないわけでございます。しかしながら、もしその商標がその消滅をする日以前一年間使用していなかつた場合につきましては、それは除外例にはならないわけでございます。

○中尾辰義君 それから運送業や不動産業、航空業、そういったようなサービス業が持つてゐる登録商標は、例外的に商品を使つてゐる場合を除いて、ほとんど使用の商標として更新が認められるのかどうか、この辺いかがですか。

○政府委員(齋藤英雄君) いまお尋ねがございましたのは概括しましてサービス業をやつておられる方の営業を表示する商標と申しますか、マークと申しますか、その保護の問題ではなからうかと存するわけでございますが、その場合におきまして、現在の商標法は指定商品と結び付いております関係上、指定商品がないサービスだけのマーク、いわゆるサービスマークというのは商標法の対象の範囲になつておりません。したがつて、他にいまお話がございましたように、物品の販売をやつてゐるいは製造をやつてゐるというふうな場合で、そのマークを付しておる場合は、それが指定商品である場合にはそれはそれでいいわけでございますけれども、そうでない場合には商標法の対象外になつておるといふふうに考へております。

○中尾辰義君 さらにサービス業あるいは学校法人、宗教法人等が持つてゐる登録商標、こういうものは全部更新が許されないのか。

それから、これは拒絶されても新しい出願をして商標権を取ることができるのか、その辺はいかがですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 先ほど申し上げましたように、単なるサービス業だけでございまして、これは現行の商標法の範囲の外でございますけれども、かりにそれが商品と結びついております場合におきましては、それは公益に関する団体であ

りますとか、あるいはそれ以外の地方公共団体でありますとか、いろいろ営利を目的としない商標でありまして、当然それは登録の対象にもなりませんし、あるいはそれを正当な使用をしておれば、当然それは更新登録にもなりませんし、通常の商標の取り扱いと全く同様でございます。

○中尾辰義君 これは三十一国会でも問題になつたわけですが、いわゆるサービスマークの出願、これがかなりあるかと思つておりましたが、どのくらいあるのか。また、どのように検討されておるか。将来サービスマークというふうなものを法律でつくる考へがあるのかどうか。これは三十一国会のときは、時の井上尚二長官が、時期尚早であると、このように答弁をしておるわけですが、あれから十五年もたつておるし、さらに今回の商標法の改正で、使つておらないものはこれから商標としては認めないというふうになるわけですが、これからサービスマークというふうな考へてみなさやならぬかと思つておるが、その辺はどのような御見解を持つていらつしやるのか。

○政府委員(齋藤英雄君) サービスマークにつきましては、現在特許庁としましては正式に検討はいたしておりません。したがつて、正確にこれをどうするということをお答えすることは非常にむづかしいわけでございます。それから、サービスマークを現在採用いたしますとした場合に、約五十万件の未処理案件がございまして、審査期間もかなり長い間いわゆる商品に係るある商標というものの審査でかかつております関係上、にわかにこれを実施することが非常にむづかしいわけでございます。しかしながら、サービス業というものの日本経済におきまして地位というものは、ますます重要になつてまいりますし、その就業者の割合等も、私も非常に割合がだんだん多くなつてゐるというところがございます。いわゆる第三次産業の割合というものは、だんだんふえておるうちに私は考へておりますので、サービスマークの重要性というものは、従来よりも

ますます重要になつてきたと思つております。したがつて、本件につきましては、私もいまの未処理案件が相当程度減少いたしました場合には、このサービスマークの問題につきましては、真剣にかつ前向きに検討したいと思つております。

○中尾辰義君 今回の改正で最も抵抗がありますのは、いまは使われないけれども、どうもへたにする第三次産業用にこの商標がとられてそれを悪用される。あるいはたちの悪いのはそれを、お前のところはこれ要らないかと言つて売り込みに来たり、そういったような商標プロカーの存在があるわけですね。そういうことは非常に心配をしておるわけですが、この商標プロカーが社会的にいろいろ被害を及ぼしておる、また、商標プロカーというものがどういふものなのか、特許庁はこういったようなものも詳しく調査をされてゐるだろうと私は思つておるが、その辺の実情はどうなつておるのか、いかがでしょうか。

○政府委員(齋藤英雄君) 現在、商標の出願は先ほどお話がございましたように、一応最初の出願におきましては、商標を使用する意図があるという前提のもとにある商品に指定をいたしまして出願をしてゐるわけでございます。それを審査をいたしまして、適法なものはこれは商標権になる、こういうことでございまして、したがつて、私どもの方のその形で見ますと、要するに、プロカーであるというふうなやつでは出てまいらないわけでございます。正確に統計上どういふふうなものが後でどういふことになるかといふのはよくわかりません。しかしながら、いろいろなところで推定をいたしておりますが、現在大体個人出願というものは全出願の割合からいってございまして、一〇％ぐらいでございます。この個人出願のされておられます中にも、大部分の方は私は、やはり正當に商標を使用しようとお考へるものと出願をされておられるんじゃないかと思つております。したがつて、一〇％前後、全部がこれはそういうふうな自分で使わなかつたもの商標をとつて、よそへ売

るつもりであるというふうなことはとうてい申し上げられません。申し上げられませんが、聞くところによりますと、そういう商標プロローグという話が私どもの耳にも頻々として入ってまいりますことから考えますと、少なくともこの一〇％とは申しませんけれども、たとえばその半分の割合であるとか、あるいはもう少し少ないかと思いますが、割合はそういうふうな傾向があるのではあるまいかと思ひます。

それからなお、これを業としておられるのはそれよりもっと少ないと思ひますが、自分のところで使うつもりで出願したけれども、結果的には、これは仮に流行おくれになつて使わなくなつた、どこかよそで使われないかというふうなことで、そういうふうな行為に出られるという場合もあり得ると思ひますので、その辺のところの実態は非常につまびらかではありませんけれども、いろいろな形態がございまして、したがひまして、いろいろの申し上げましたけれども、結論的には大体私どもの方は、やはり総出願の中で大胆に推定すれば、一、二％ぐらいはそういう方があるんじゃないかというふうには推定をしております。

○中尾辰義君 そうですね、特許庁の立場から考へて、そういったような商標プロローグの存在を防ぐにはどういふような方法、手段があるのか、これは出願者の立場から非常に心配をしている点ですが、何かいい知恵がありましたらお伺いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(齋藤英雄君) プロローグの実態がいま申し上げましたように、表面上は非常に結構なものであるけれども、表面からはつきりしないものでございまして、それに対しては、確かな対策と申しますのは、私どももいろいろ苦心をしておりますが、非常にむずかしいかと思ひます。しかしながら、このプロローグ自身は、言つてみれば本来使ふ意思のない商標を出願しているわけでございますし、自己の業務とその商品というものの関連がほとんどないのにはあるまいかと考えられます。したがひまして、私どもは今回その願書に業務を書かして、商品と

の結びつきをさらに強くさせることであるとか、あるいはそれ以外に使用登録審判の準証責任の転換であるとか、あるいは更新登録の使用義務のチェックであるとか、そういうふうな使用義務を強化することによりまして、そのことを非常に強く打ち出したつもりでございまして、

なおそれ以外には、当然各種の場合に、たとえば業務と反している等いろいろな場合には、当然無効審判その他別途の手段がございまして、そういうものがありますれば、そういう手段によりまして商標権を消滅するということもできるかと思ひます。

○中尾辰義君 それから、この商標の現行法の第四条に、「次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。」というふうな出ておるわけですが、この六号に、「国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標、七号には、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標、八号には、「他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標、まあこういうふうな書いてあるわけですね。六号、七号、八号の解釈を少し参考にお伺いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(齋藤英雄君) 第四条の第一項の六号の「国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は「云々云々」とございましてものの解釈と申しますか……

○中尾辰義君 意味。○政府委員(齋藤英雄君) 意味でございしますが、それで「著名なもの」と同一又は類似のもの。たとへばの例で申し上げますと、都道府県、市町村あるいは都営の地下鉄、市営地下鉄あるいは都バス、市バス、水道事業、大学、宗教、団体あるいは

はオリンピック、IOCあるいはボイスカウト、ジェットロというふうな例がありますが、そういうふうな著名な標章につきましては、本号の規定に該当いたしましてそういうものは登録できないというふうな私どもの方は解釈をいたしておりました。

それから、第七号の「公の秩序又は善良の風俗」ということ、これはもちろん社会情勢によりまして、あるいは経済情勢によりましてこの解釈というものはいろいろ変わつてくることではございしますが、まあ具体的に例を申し上げることはなかなかこれはちよつとむずかしいかと思ひますが、その構成自体が非常に矯激であり、あるいは卑わいな文——文字なり図形を使つておるとか、あるいは商標の構成自体がそうでなくとも、指定商品についてそれを使うということにつきまして、社会公共の利益に反するというふうなことがあるとか、あるいは社会の一般的道徳観念に反するというふうな場合もこれに含まれるのではあるまいかというふうな私どもは考へております。

それからなお、その使用が他の法律によりまして禁止されておりますいろいろな商標あるいは標章がございまして、あるいは逆に、それを使うことによりまして、当該国を、国民を侮辱するようなことになる商標のような場合もございしよう。一般の国際信義に反するというふうな場合につきましても、やはりこれは本号規定をというふうな考へております。

それから、第八号の規定でございしますが、これはここに書かれておるとおりでございしますが、まあ多少の解釈を申しますと、ここにあります「他人」と申しますのは、現在生きておられる方を私どもは言つております。現存する方でございまして、外国人も含みます。したがひまして、外国人たると日本人たるとを問はず、現存しておられる方は「他人」——「他人の肖像」、「他人の氏名」とありますが、その「他人」に当たるというふうな考へております。したがひまして、自己の氏名と他人の氏名が一致するような場合、特殊な例でござい

ますけれども、その他人の承諾を要さなければ、それが使えないということになるのではあるまいかと思ひます。それから、最後にあります「著名な」ということでございまして、最後にあります「著名な」ということの判断、これはまあ非常にむずかしいことではございまして、当然社会常識により審査会が判断をいたすことではございしますが、通常の場合には、これは使われる商品、指定商品との関係において著名であるかどうかということをお断するに相なつております。

○中尾辰義君 私は、この六、七、八号ですが、この辺は多少今後使われるであろう、利用されるであろう商標の防衛的にも若干使われるような気がするものでお伺ひしたわけでありまして、

次に、前に戻りまして、更新チェックの際に同時に書類を使用しておる証明をつけて提出する。その証明書類が不備な場合には、当然これは権利が消滅するわけでありまして、この辺のところを、ただ書類が不備であるからだめだということとは少し官僚的な感じもするわけでありまして、拒絶理由通知に対する意見書の提出時に、その証明を補正し得るようなことはできないのかどうか。それはいかがですか。

○政府委員(齋藤英雄君) ここに規定をいたしておりました。「同時に特許庁長官に提出しなければならぬ」ということが書かれてある意味でございしますが、これは言うまでもなく、私どもは未処理案件が非常に多く、審査期間が長くなつておるのを、これを未処理案件の数を少なくし、かつ審査期間を短縮したいということからきております。逆に言ひますと、審査の迅速化を私どもの方は考へておるわけでございますので、したがひまして、こういう使用を証明する書類を後で出してくるというふうなことになりますと、審査に非常に手間がかかり、かつ複雑になるということも考へまして、「同時に」という規定を置いたわけでございます。したがひまして、使用の事実を証明する書類を私どもは同時に提出をしていただきたい、こういうふうな改正規定をお願いをしておる

わけでございます。

なお、これにつきまして非常に微細な誤記がございますとか、いろいろそういうふうな問題がございます場合には、これは社会常識上私どもは直せる限度というものはあり得ると考えております。しかしながら、これがいわゆる私どもの言葉で使っております要旨変更というふうな内容が変わるというふうな場合には、私どものほうはこの同時にという規定が死文化してしましますので、そこまでは私の方ではできないというふうな考えております。

○中尾辰義君 次に、料金のことにつきまして伺いをいたします。

今回料金の上げ幅がずいぶん飛躍的に上がっておりますということで、かなりの非難があるわけなんです。何回もこの点問題になっておりますが、意匠登録出願手数料が三倍、並びに商標登録出願手数料が五倍、二千円が一万円、さらに更新登録料が二万二千五百円から四万五千円、こういうふうになっておるわけです。こういう五倍というふうな値上げは、今日の物価対策の面から考えても、いろいろ事情はあると思うのですが、非常に納得しがたい面もあります。この辺は長官どのようにお考えになっておりますか。

○政府委員(齋藤英雄君) 次に商標の出願手数料の五倍についての御質問かと思ひますので、その点にしばらくしてお答えを申し上げます。

商標の手数料は、御存じのように、出願手数料は現在二千円でございまして、それで、特許出願をします場合の手数料も同じ二千円でございまして、現行で。しかしながら、昭和四十五年法の改正のときに、審査請求制度を採用しました結果、出願をいたしまして審査をする案件につきまして、これは二千円プラス八千円、イコール一万円の手数料を要することになったわけでございます。それは昭和四十五年法の改正のときになったわけでございます。そのときに意匠と商標の出願の手数料はそのまま据え置かれまして、改正がな

くて二千円のまま過ぎてたわけでございます。

その経緯で、言うまでもなく、従来、特許の出願手数料も商標の出願手数料も同じように二千円でございます。ところが、四十五年法改正以後になりますと、特許は実質的に審査をするものになります。一万円、商標は、言うまでもなく出願をする者は全部審査いたしますから二千円。一万円と二千円の差が現在についているわけでございます。これは従来の歴史的な経緯と申しますと大げさですが、終戦後しばらくの期間以後の経緯を見ますと、特許の出願手数料と商標の出願手数料はほぼ同額になって推移をいたしております。その観点から見ますと、現行の手数料の額というのは、非常にアンバランスであるということが言えるのではないかと申します。かつ、商標と意匠の出願手数料は、昭和三十四年以來だと思ひますが、あのとき多分基礎になりました物価水準その他の他は三十二、三年ごろの物価水準を基礎にしたのではないかと思ひますが、それ以來実は引き上げをいたしておらないわけでございます。

そういうふうなことを考えまして、私どもの方といたしましては、いまの商標の二千円というものが、まあ特許との関連と、あるいは実用新案との関連もそうございまして、実用新案は現在審査請求手数料におきましては六千円でございまして、等と比較いたしまして、非常に低く失しているのではあるまいか。その間の物価の問題ももちろんございしますが、等を考えまして、今回一万円というところでお願いを申し上げたいというふうに考えておる次第でございます。

○中尾辰義君 まあ長官のおっしゃることもわからぬでもありませんけれどもね。十五年間も上がってないんだからいいじゃないか、ほかとのバランスも考えてくれ、こういうふうな、それはわからぬでもありませんが、いま政府は、物価という問題を非常に気にしていますよね。こう言へば、商標の手数料みたいなものは物価には大したことありませんよ、こうあなたおっしゃるかもしれませんが、やっぱりこれは国民的感情から見ても

福田副総理が目の色変えて物価、物価と、何とか物価を是正することが社会的公正を是正することである、三木さんがいま地方へ行つて盛んにぶつてゐるんです。そういうこともあるわけですからね。私は何も据え置きにしろとは言ひません。しかし、五倍というのは余り聞いたことないです。だからその辺のところはやはり考慮をすべきであらうかと思ひますがね。再度伺ひします。

○政府委員(齋藤英雄君) 商標でいまの五倍に上げるといふことの、まあ私どもの考え方は申し上げましたわけでございますけれども、結局その負担ということが問題にならうかと思ひます。これはそれぞれ企業の規模によりまして、非常にたくさん御出願のところもございまして、あるいは非常に少ない御出願のところもございまして、したがって、これが場合によりましては会社同士を比べまして、一年間の出願件数が百倍以上違う、二百倍、三百倍違うという場合もございまして、したがって、その負担が多かるかかるとは、一社で二万件、三万件出願をしておられるところの方がむしろ非常に大きく負担がかかりまして、一社でかりに一年間に平均して十件とか、あるいは場合によりましてはもっと少ない方が実は多いわけですが、それ、そういう方と負担を考えた場合には、その負担はかなり違ってくるんじゃないか。したがって、その負担のかかりか、あるいは、あるいはそれによりまして各種いろいろ出願の模様等につきましては、私どもはその影響の実態はどつちに出てくるんだらう、どういふふうな実質的な負担がかかるんだらうかというのを考えた場合には、私どもも見かけはまあ――実際は五倍でございますが、見かけはあまりありませんが、私どもが考えます場合と実質的な負担というものは、必ずしもちよつと考えると負担とは逆な負担がかかるんじゃないかというふうな気もいたしますので、そういう事情等も実は考えたわけでございます。

○中尾辰義君 いすれにいたしましても、五倍というふうな値上げ幅はどうも納得しがたい点があります。これはまた理事会で詰めた、こう思つております。時間がありませんので。

次に、この特許の分類につきまして若干伺ひします。これはいまでもやつていらつしやるそうでありまますけれども、昭和二十三年に現行の分類表が制定されて以来、産業構造の激変にもかかわらず、基本的な再検討は今日に至るまでなされないで、国際特許分類の併記に伴い分類付与に伴う問題が非常に深刻化しているようでありまます。現在の特許庁の現状は、従来からの滞り処理体制のため何ら再検討の措置がとられないままに分類に関する企画部門の欠如、分類専門要員の不足等によつて、この課題の解決というのに非常に遠い現状にあるように聞いておりますが、その辺の実情はいかがでございますか。

○政府委員(齋藤英雄君) 現在私どもの方には、特許公報すなわち公開と公告と二種類対立してございまして、その公報には日本分類、いわゆるJPCと言つておりますが、これと、国際特許分類というものと両方併記して記載いたしております。したがって、一応分類づけを行ひまして記載をいたしております。しかしながら、この日本分類と国際分類と申しますのは、これは考え方の基礎において多少相違をしたところがございまして、将来私どもが国際条約、たとえばPCTに加入するといふふうな場合になりますと、当然いゆる国際特許分類の方が優先するような形で分類づけを行ふべきではあるまいかと考えております。それで、そういうことを考えておりますものにつきまして、それについてのいゆる要員でございます。それから、それに対する企画でございます。それから、これにつきましては毎年数人ずつ分類担当の審査官を増員をいたしまして整備に努めておりますが、しかしながら、私ども現在の状態でも十分であるとは考えておりません。この方面につきましては今後ますます重要になるであらうかと考えられますので、この方面は、特許庁の内部でも私どもは力を入れて充実をすべき部分であるというふうに考えております。

○中尾辰義君 いま長官の答弁がありましたように、今後分類に関しては整備強化したいと発言がありました。そういうことであるならば、この特許法の五十一条と六十五条に特許法の分類についての規定を挿入したらどうか、そしてさらにその要員、機構等を明確に今後強化する、改善するという方向に持っていくかどうか、こういうような強い意見もあるわけでありまして、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(齋藤英雄君) いまお示しがございました、たとえ特許法の五十一条「出願公告」の規定でございまして、「出願公告は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う」ということで、各号記載事項が上がつております。その一番最後のところに、「前各号に掲げるもののほか、必要な事項」という規定がございまして、この規定によりまして現在分類を付与しております。したがって、私も現行の五十一条の規定によりまして分類付与、公報に掲載することが十分できるものというふうに考えております。

○中尾辰義君 十分できるものとおっしゃったが、それができておられないからいろいろこういう意見も出てくるわけでありまして。そういう意味で、ここにはつきりと五十一条の第三項の中に、たとえば五の次に、「出願公告の番号及び年月日」の次あたりにその出願の発明に属する特許分類と、こういうふうにはつきりと明記をしておけば、特許庁長官の改善に取り組む姿勢もまた少しは変わるのじやなからうか。いろいろなそれは制約はあるでしょう。そういう意味で六の「前各号に掲げるもののほか、必要な事項」この「必要な事項」の中にこの特許分類に関するものも入っているんだからそれでいいじやないかという御意見ですが、それでは少し弱い、こういう意見なんです。法制上の見解もいろいろあるようですが、その辺はどうなっていますか。

○政府委員(齋藤英雄君) 現行法におきまして、いま申し上げましたように、「前各号に掲げるもののほか、必要な事項」ということで記載ができる

ようになつておりますと同時に、現実に記載をいたしておるわけでございます。したがって、この条文を改正をいたしまして、そういう字句を捜入いたします場合には、通常の法律改正の場合には、あるこういう目的のためにこういうことをしなければいけないということが、政策的にそういう必要性がありまして決定された場合に、現在の法律ではどう見てもできないという場合に初めて法律の改正ということが行われるわけでございまして、現行法でできることに相なりまして、その方面、これを改正することは非常にむずかしいというふうに私は考えております。

○中尾辰義君 終わります。

○委員長(林田修紀夫君) 速記をやめて。

○委員長(林田修紀夫君) 速記を起して。

他に御発言もなければ、本法律案に対する今日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時五分散会

三月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 私的独占及び不当な取引制限」を「第二章 私的独占及び不当な取引制限」に、「第二章の二 独占的地位の排除」に、「第五章 不正な取引方法を」を「第五章の二 不正な取引方法を」を「第五章の三 課徴金

引方法品の対価の引上げ」に改める。

第二章第六項中「対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等」を削り、同条に次の一項を加える。

この法律において市場占拠率とは、公正取引委員会規則で定めるところにより算定した一の事業者の供給する商品又は役務(以下「商品等」という。)が当該商品等の取引分野において占める割合をいう。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条 事業者は、共同して次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 対価を決定し、維持し、又は引き上げることを。

二 生産数量又は販売数量を制限すること。

三 技術、製品、販路又は顧客を制限すること。

四 設備の新設若しくは拡張又は新技術若しくは新生産方式の採用を制限すること。

前項の規定は、一定の取引分野における競争に対する当該共同行為の影響が問題とする程度に至らないものである場合には、適用しない。

第五条 削除

第七条中「第三条の下に」を「第四条第一項を加え、」を「差止め、会社の分割」に改め、「必要な措置」の下に、「対価の引下げその他当該行為によつてもたらされた状態を排除するために必要な措置若しくは当該行為が再び行われることを防止するために必要な措置」を加え、同条に後段として次のように加える。

その命令は、当該違反行為が既になくなつていない場合においても、することができ。

第七条に次の一項を加える。

前項の規定による会社の分割又は営業の一部の譲渡の命令を実施するについては、法令又は定款の規定にかかわらず、会社の創立総会又は株主総会の決議を要しない。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 独占的地位の排除

第七条の二 公正取引委員会は、一定の事業分野において独占的地位があり、他の方法によつては競争を回復することが著しく困難であると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、会社の分割、営業の一部の譲渡その他独占的地位を排除するために必要な措置を命ずることができ。

前項の独占的地位とは、次の各号に該当する場合をいう。

一 又は二の事業者の供給する商品等の市場占拠率が著しく高いこと。

二 競争が実質的に抑圧されていること。

三 他の事業者が新たに事業を起こすことが著しく困難であること。

公正取引委員会は、第一項の措置を命ずるに当たつては、当該事業者につき、次の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。

一 資本金、積立金その他資産の状況

二 収入、支出その他経営の状況

三 工場、事業場の配置

四 事業設備の状況

五 特許権の有無及び内容その他技術上の特質

六 生産、販売等の能力及び状況

七 資金、原材料等の取得の能力

前条第二項の規定は、第一項の規定による会社の分割又は営業の一部の譲渡の命令を実施する場合について、準用する。

第八条第一項第五号を同項第六号とし、同項第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 事業者が共同して第四条第一項各号の一に該当する行為をさせるようにすること。

第八条の二 第一項中「差止め」を「差止め」に改め、「必要な措置」の下に、「対価の引下げその他当該行為によつてもたらされた状態の排除に必要な措置若しくは当該行為が再び行われることを防止するために必要な措置」を加え、同項に後段として次のように加える。

その命令は、当該違反行為が既になくなつて
いる場合においても、することができ。
第十條第一項中「制限する」を「減殺する」に改
め、同條第二項中「金融業（銀行業、相互銀行業、
信託業、保険業、無尽業又は証券業をいう。以下
同じ。）以外の事業を営む国内の会社であつて、」を
「国内の会社であつて」に、「こゝを」を「超える」に
改め、「金融業以外の事業を営む」を削り、同條の
次に次の二條を加える。

第十條の二 金融業（銀行業、相互銀行業、信託業、
保険業、無尽業又は証券業をいう。以下同じ。）
以外の事業を営む国内の会社であつて、その資
本の額が百億円を超え、又はその純資産が二千
億円を超えるもの（以下次条において「大規模会
社」という。）は、その純資産（最終の貸借対照表
における資産の合計金額から負債の合計金額を
控除した金額をいう。）の二分の一に相当する額
又はその資本の額のいずれか多い額を超えて国
内の会社の株式を取得し、又は所有してはなら
ない。ただし、次の各号に掲げる株式について
は、この限りでない。

一 国、地方公共団体又は政府関係機関が出資
している会社であつて政令で指定するものの
株式
二 専ら外国において資源の開発の事業を営む
会社であつて政令で指定するものの株式
三 担保権の行使又は代物弁済の受領により取
得し、又は所有する株式。ただし、公正取引
委員会が定める期間内に限る。
四 会社の分割その他現物出資により取得し、
又は所有する株式。ただし、公正取引委員会
が定める期間内に限る。

第十條の三 大規模会社は、自己と国内において
競争関係にある国内の会社の株式を取得し、又
は所有してはならない。ただし、公正取引委員
会規則で定めるところにより公正取引委員会の
認可を受けた場合は、この限りでない。
第十一條第一項中「百分の十をこえて」を「百分
の五を超えて」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を

「次の」に、「引受」を「引受け」に改め、同條第二項
中「百分の十をこえて」を「百分の五を超えて」に、
「一年をこえて」を「一年を超えて」に、「すみやか
に」を速やかにに改める。
第十二條を次のように改める。
第十二條 資本の額が五十億円を超える会社は、
その発行済の株式の総数の百分の十五を超え
て、一又は二以上の国内の他の会社との間に
いて相互にそれぞれの株式を持ち合つてはなら
ない。
前項の場合において、持ち合つている株式の
数については、各持合株式数（他の一の会社と相
互に持ち合つている株式の数のうちいずれか少
ない株式の数をいう。）を合計した数によるもの
とする。
第十三條第一項中「制限する」を「減殺する」に改
める。
第十四條第一項中「制限する」を「減殺する」に改
める。
第十五條第一項各号列記以外の部分中「左の」を
「次の」に改め、同條第一項第一号中「制限する」を
「減殺する」に改める。
第十七條の二第一項中「第十條、第十一條第一
項」を「第十條から第十條の三まで、第十一條第一
項、第十二條」に改め、同條に次の一項を加える。
第七條第二項の規定は、第一項の規定による
営業の一部の譲渡の命令を実施する場合につい
て、準用する。
第二十條中「差止め」を「差止めその他当該行為を
排除するために必要な措置、対価の引下げその他
当該行為によつてもたらされた状態を排除するた
めに必要な措置又は当該行為が再び行われること
を防止するために必要な措置」に改め、同條に後段
として次のように加える。
その命令は、当該違反行為が既になくなつて
いる場合においても、することができ。
第五章の次に次の二條を加える。
第五條の二 寡占商品の対価の引上げ
第二十條の二 事業者は、その供給する寡占商品

（一の指定商品（国民生活上又は国民経済上重要
な商品等であつて公正取引委員会が指定するも
のをいう。以下同じ。）の取引分野において、三
以内の事業者の供給する当該指定商品の市場占
有率の合計が百分の六十以上又は十以内の事業
者の供給する当該指定商品の市場占有率の合計
が百分の九十以上である指定商品をいう。）であ
つて、当該事業者の市場占有率が百分の十五以
上であるものの対価を引き上げようとするとき
は、その引き上げようとする日の三十日前まで
に、公正取引委員会規則で定めるところにより、
対価の引上げの理由、原価、利潤、販売費用そ
の他の事項を公正取引委員会に届け出なければ
ならない。

公正取引委員会は、前項の届出に係る対価が
不当に高いものであり、一般消費者の利益を著
しく害するおそれがあると認められるときは、
当該対価の引上げ前に、当該届出に係る事項を
公表するものとする。
第五章の三 課徴金
第二十條の三 公正取引委員会は、第三條、第四
條第一項、第六條第一項、第八條第一項又は第
十九條の規定に違反する行為により商品等の対
価が引き上げられた場合には、第八章第二節に
規定する手続に従い、当該対価の引上げをした
事業者に対し、課徴金を国庫に納付すべきこと
を命ずることができる。
前項の課徴金の額は、当該引上額に当該違反
行為が行われた期間における当該商品等の販売
数量を乗じて得た額を限度とする。
第二十條の四 公正取引委員会は、前條の規定に
よる課徴金をその納期限までに納付しないもの
があるときは、督促状により期限を指定してこ
れを督促しなければならない。
公正取引委員会は、前項の規定による督促を
したときは、同項の課徴金の額につき年十四・
五パーセントの割合で、納期限の翌日からその
納付の日までの日数により計算した金額に相当
する延滞金を徴収することができる。

公正取引委員会は、第一項の規定による督促
を受けたものがその指定する期限までにその納
付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処
分の例により、これを徴収することができる。
前項の規定による徴収金の先取特権の順位
は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効
については、国税の例による。
第二十四條の二第四項を次のように改める。
この法律の規定は、著作物を発行する事業者
又はその発行する物を販売する事業者が、その
物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売
価格（その相手方たる事業者又はその相手方た
る事業者の販売する物を買受けて販売する事
業者がその物を販売する価格をいう。）を決定
し、これを維持するためにする正当な行為につ
いては、適用しない。ただし、当該行為が一般
消費者の利益を不当に害することとなる場合及
びその物を販売する事業者がその著作物を発行
する事業者の意に反して当該行為をする場合
は、この限りでない。

第二十四條の二第五項各号列記以外の部分中
「第一項又は」を削り、「左に」を「次に」に、「基
づいて」を「に基づいて」に、「但し」を「ただし」に、「者の消費
の用に供する第二項に規定する商品又は第四項」
を「者が使用するために同項」に改め、同條第一項
から第三項まで及び第六項を削る。
第二十四條の三第五項の次に次の一項を加え
る。
公正取引委員会は、第二項若しくは第三項の
認可の申請があつた場合において当該申請を認
可したとき又は第二項若しくは第三項に掲げる
認可について第六十六條第一項の規定による変
更の処分をしたときは、当該共同行為がやむを
得ないものであることを証明するのに必要な限
度で、公正取引委員会規則で定めるところによ
り、当該共同行為に係る商品の価格構成及び当
該生産業者等の経理内容を公表しなければなら
ない。
第二十六條を次のように改める。

「次の」に、「引受」を「引受け」に改め、同條第二項
中「百分の十をこえて」を「百分の五を超えて」に、
「一年をこえて」を「一年を超えて」に、「すみやか
に」を速やかにに改める。
第十二條を次のように改める。
第十二條 資本の額が五十億円を超える会社は、
その発行済の株式の総数の百分の十五を超え
て、一又は二以上の国内の他の会社との間に
いて相互にそれぞれの株式を持ち合つてはなら
ない。
前項の場合において、持ち合つている株式の
数については、各持合株式数（他の一の会社と相
互に持ち合つている株式の数のうちいずれか少
ない株式の数をいう。）を合計した数によるもの
とする。
第十三條第一項中「制限する」を「減殺する」に改
める。
第十四條第一項中「制限する」を「減殺する」に改
める。
第十五條第一項各号列記以外の部分中「左の」を
「次の」に改め、同條第一項第一号中「制限する」を
「減殺する」に改める。
第十七條の二第一項中「第十條、第十一條第一
項」を「第十條から第十條の三まで、第十一條第一
項、第十二條」に改め、同條に次の一項を加える。
第七條第二項の規定は、第一項の規定による
営業の一部の譲渡の命令を実施する場合につい
て、準用する。
第二十條中「差止め」を「差止めその他当該行為を
排除するために必要な措置、対価の引下げその他
当該行為によつてもたらされた状態を排除するた
めに必要な措置又は当該行為が再び行われること
を防止するために必要な措置」に改め、同條に後段
として次のように加える。
その命令は、当該違反行為が既になくなつて
いる場合においても、することができ。
第五章の次に次の二條を加える。
第五條の二 寡占商品の対価の引上げ
第二十條の二 事業者は、その供給する寡占商品

（一の指定商品（国民生活上又は国民経済上重要
な商品等であつて公正取引委員会が指定するも
のをいう。以下同じ。）の取引分野において、三
以内の事業者の供給する当該指定商品の市場占
有率の合計が百分の六十以上又は十以内の事業
者の供給する当該指定商品の市場占有率の合計
が百分の九十以上である指定商品をいう。）であ
つて、当該事業者の市場占有率が百分の十五以
上であるものの対価を引き上げようとするとき
は、その引き上げようとする日の三十日前まで
に、公正取引委員会規則で定めるところにより、
対価の引上げの理由、原価、利潤、販売費用そ
の他の事項を公正取引委員会に届け出なければ
ならない。

公正取引委員会は、前項の届出に係る対価が
不当に高いものであり、一般消費者の利益を著
しく害するおそれがあると認められるときは、
当該対価の引上げ前に、当該届出に係る事項を
公表するものとする。
第五章の三 課徴金
第二十條の三 公正取引委員会は、第三條、第四
條第一項、第六條第一項、第八條第一項又は第
十九條の規定に違反する行為により商品等の対
価が引き上げられた場合には、第八章第二節に
規定する手続に従い、当該対価の引上げをした
事業者に対し、課徴金を国庫に納付すべきこと
を命ずることができる。
前項の課徴金の額は、当該引上額に当該違反
行為が行われた期間における当該商品等の販売
数量を乗じて得た額を限度とする。
第二十條の四 公正取引委員会は、前條の規定に
よる課徴金をその納期限までに納付しないもの
があるときは、督促状により期限を指定してこ
れを督促しなければならない。
公正取引委員会は、前項の規定による督促を
したときは、同項の課徴金の額につき年十四・
五パーセントの割合で、納期限の翌日からその
納付の日までの日数により計算した金額に相当
する延滞金を徴収することができる。

公正取引委員会は、第一項の規定による督促
を受けたものがその指定する期限までにその納
付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処
分の例により、これを徴収することができる。
前項の規定による徴収金の先取特権の順位
は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効
については、国税の例による。
第二十四條の二第四項を次のように改める。
この法律の規定は、著作物を発行する事業者
又はその発行する物を販売する事業者が、その
物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売
価格（その相手方たる事業者又はその相手方た
る事業者の販売する物を買受けて販売する事
業者がその物を販売する価格をいう。）を決定
し、これを維持するためにする正当な行為につ
いては、適用しない。ただし、当該行為が一般
消費者の利益を不当に害することとなる場合及
びその物を販売する事業者がその著作物を発行
する事業者の意に反して当該行為をする場合
は、この限りでない。
第二十四條の二第五項各号列記以外の部分中
「第一項又は」を削り、「左に」を「次に」に、「基
づいて」を「に基づいて」に、「但し」を「ただし」に、「者の消費
の用に供する第二項に規定する商品又は第四項」
を「者が使用するために同項」に改め、同條第一項
から第三項まで及び第六項を削る。
第二十四條の三第五項の次に次の一項を加え
る。
公正取引委員会は、第二項若しくは第三項の
認可の申請があつた場合において当該申請を認
可したとき又は第二項若しくは第三項に掲げる
認可について第六十六條第一項の規定による変
更の処分をしたときは、当該共同行為がやむを
得ないものであることを証明するのに必要な限
度で、公正取引委員会規則で定めるところによ
り、当該共同行為に係る商品の価格構成及び当
該生産業者等の経理内容を公表しなければなら
ない。
第二十六條を次のように改める。

第二十六條 削除

第二十八條の次に次の一条を加える。

第二十八條の二 公正取引委員会は、他の行政機関の措置がこの法律の目的に照らして適切でないとき、当該行政機関の長に對し、その措置の是正について勧告することができ

第二十九條第二項中「四人を以て」を「六人をもつて」に改める。

第三十四條第一項中「二人を三人」に改める。

第三十五條第一項中「事務局」を「事務総局」に、「事務局長の外を」を「事務総長のほか」に改め、同条第二項中「事務局」を「事務総局」に、「五人を七人」に改め、同条第三項中「事務局」を「事務総局」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第三十五條の二を次のように改める。

第三十五條の二 公正取引委員会の事務総局に、官房のほか、次の四局を置く。

経済局

取引局

審査局

審判局

第三十五條の三各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「局内」を「事務総局内」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「他部」を「他局」に改め、同条を同条第四号とする。

第三十五條の四各号列記以外の部分中「経済部」を「経済局」に、「左の」を「次の」に改める。

第三十五條の四の二各号列記以外の部分中「取引部」を「取引局」に、「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「再販売価格に関する商品」を「指定商品」に改める。第三十五條の五各号列記以外の部分中「審査部」を「審査局」に、「左の」を「次の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十五條の五の二 審判局においては、審判に關する事務をつかさどる。

第三十五條の六第一項中「事務局」を「事務総局」に、「札幌地方事務所、仙台地方事務所、名古屋地方事務所、大阪地方事務所、広島地方事務所、高

松地方事務所及び福岡地方事務所」を「札幌地方局、仙台地方局、名古屋地方局、金沢地方局、大阪地方局、広島地方局、高松地方局及び福岡地方局」に改め、同条第二項中「地方事務所」を「地方局」に改める。

第三十五條の七中「事務局」を「事務総局」に改める。

第四十五條第二項の次に次の一項を加える。
公正取引委員会は、前項の規定による調査をしたときは、第一項の措置を求めた者に對し、当該調査の結果を文書で通知しなければならない。

第四十八條第一項中「第三條」の下に「第四條第一項」を加え、「第十條、第十一條第一項、第十三條、第十四條」を「第十條から第十四條まで」に、「第一條第一項、第十二條から第十四條まで」に、「当該違反行為をしているもの」に對しを「当該違反行為をしているもの（当該違反行為をしたものを含む。以下第五十條第二項において同じ。）に對し、一定の事業分野において独占的狀態第七條の二第二項に規定する独占的狀態をいう。以下同じ。）があり、他の方法によつては競争を回復することが著しく困難であると認める場合には当該事業者に對し」に改める。

第五十條第二項中「（以下）を」又は当該事業者（以下これを）に改める。

第五十二條第一項中「第七條」を「第七條第一項、第七條の二第一項」に、「又は第二十條」を「第二十條又は第二十條の三第一項」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第五十三條の三「文書を以て」を「文書をもつて」に、「且つ、当該違反行為は排除する」を「かつ、当該違反行為若しくは当該違反行為によつてもたらされた状態若しくは独占的狀態を排除するため、又は当該違反行為が再び行われることを防止する」に改める。

第五十四條第一項中「第三條」の下に「第四條第一項」を加え、「第十條、第十一條第一項、第十三條、第十四條」を「第十條から第十四條の三まで、第

十一條第一項、第十二條から第十四條まで」に、「又は第十九條」を「若しくは第十九條」に改め、「認める場合」の下に「又は一定の事業分野において独占的狀態があり、他の方法によつては競争を回復することが著しく困難であると認める場合」を加え、「第七條」を「第七條第一項」に、「又は第二十條」を「第二十條若しくは第二十條の三第一項」に改め、「措置」の下に「又は第七條の二第一項に規定する措置」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

公正取引委員会は、前項の措置のうち会社の分割又は営業の一部の譲渡を命じようとするときは、あらかじめ、被審人に對し、その旨を通知し、会社の分割又は営業の一部の譲渡の具體的措置に關し意見を求めなければならない。

第六十四條の次に次の一条を加える。

第六十四條の二 審決により第七條第一項、第八條の二又は第二十條の規定による対価の引下命令を受けた者は、当該審決の確定後六月以内に当該審決に係る対価を引き上げようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、対価の引上げの理由、原価、利潤、販売費用その他の事項を公正取引委員会に届け出なければならない。

公正取引委員会は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公表しなければならない。

第六十五條第一項中「第十一條第一項」を「第十條の三、第十一條第一項」に、「以て」を「もつて」に改める。

第六十七條第一項中「申立」を「申立て」に改め、「第三條」の中に「第四條第一項」を加え、「第十條第一項、第十一條第一項」を「第十條第一項、第十條の二、第十條の三、第十一條第一項、第十二條」に、「疑を」に改め、「当該行為」の下に「（対価の引上げその他当該行為によつてもたらされた状態を含む。）」を加える。

第七十二條中「第二條第七項」の下に「及び第二十條の二第一項」を加える。

第八十四條を次のように改める。

第八十四條 事業者につき第三條又は第十九條の規定に違反する行為があつた旨の第四十八條第三項、第五十三條の三又は第五十四條第一項の規定による審決が確定したときは、第二十五條の規定による損害賠償の請求に關する訴訟においては、当該事業者につき当該違反行為があつたものと推定する。

第八十五條各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を削り、第三号を第二号とする。

第八十九條第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「五百万円」に改め、同条第一項に次の二号を加える。

三 第八條第一項第六号の規定に違反して事業者に不正な取引方法に該當する行為をさせたもの

四 第十九條の規定に違反して不正な取引方法を用いた者

第九十條各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第三号又は第四号」を「第二号、第四号又は第五号」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第二号」を「第三号」に改め、「取引制限」の下に「又は不正な取引方法」を加え、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次のように加える。

一 第四條第一項の規定に違反して共同行為をした者

第九十一條中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第二号中「前段」の下に、第十條の二又は第十條の三を加え、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十二條第一項の規定に違反して株式を取

得し、又は所有した者

第九号中「第二十四条の二第六項」を「第二十条の二第一項又は第六十四条の二第一項」に改める。

第九十三条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第九十四条中「一万円」を「十万円」に改める。

第九十四条の二各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「五万円」を「五十万円」に改める。

第九十五条の三第一項中「第二号」の下に「若しくは第三号」を、「第九十条」の下に「第二号から第四号まで」を加え、同条を第九十五条の四とする。

第九十五条の二第一項中「第一項第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、「第一号若しくは第二号」を「第二号（第八条第一項第三号に係る部分に限る。）若しくは第三号」に改め、同条を第九十五条の三とし、第九十五条の次に次の一条を加える。

第九十五条の二 第八十九条第一項第一号若しくは第九十条又は第九十一条第一号若しくは第二号（第六条第一項に係る部分に限る。）の違反行為があつた場合において、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人である事業者の役員又は当該法人でない団体である事業者の理事その他の役員に對しても、それぞれ各本条の罰金刑を科する。

第九十六条の次に次の一条を加える。

第九十六条の二 何人も、前条第一項に規定する罪となるべき行為があると思考するときは、公正取引委員会に對し、第七十三條の規定による告発をすべき旨を請求することができる。

公正取引委員会は、前項の請求があつた場合において、第七十三條の規定による告発をしないうことに決定したときは、その旨及びその理由を当該請求をした者に、文書で通知しなければならない。

第九十七条中「五万円」を「五十万円」に、「但し」を「ただし」に改める。

第九十八条中「三万円」を「三十万円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、附則第十四条の規定は、昭和五十年十月一日から施行する。

（任命のために必要な行為）

第二条 この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員については、この法律による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）第二十九条第二項の規定する委員の任命のために必要な行為は、前条の規定にかかわらず、この法律の施行前においても行うことができる。

第三条 新法第三十条第四項の規定は、この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員の任命について準用する。

（大規模会社等の株式保有の制限に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に大規模会社（新法第十条の二に規定する大規模会社に該当するものをいう。以下同じ。）若しくは金融業同条に規定する金融業に該当するものをいう。以下同じ。）を営む会社又は資本の額が五十億円を超える会社（以下本条においてこれを「株式保有制限会社」という。）が新法第十条の二から第十二条までの規定に違反して所有する株式の処置に關し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の政令においては、株式の処置に關し、処分を要する株式の数、証券市場の動向その他の事情に應じ、五年を超えない範囲内において株式を処分すべき期間を定めることができる。

3 第一項の規定に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者を一年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又は情状によりこれを併科することができる旨の規定及び株式保有制限会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その株式保有制限会社の業務に關し当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その株式保有制限会社に對しても各本条の罰金

刑を科する旨の規定を設けることができる。

（課徴金に関する経過措置）

第五条 新法第二十条の三第一項の規定は、この法律の施行前に行われたこの法律による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第三条、第六條第一項、第八條第一項又は第十九條の規定に違反する行為については、適用しない。

（損害賠償の請求に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前に訴えの提起があつた旧法第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟の管轄については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行前に審決が確定した事件に係る旧法第二十五条の規定による損害賠償請求権については、旧法第二十六条第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の日前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（課徴金の消費者への還元の制度についての検討）

第九条 政府は、国庫に納付された課徴金の消費者への還元の制度について検討を加え、その結果に基づき、速やかに必要な措置を講じなければならない。

（国家行政組織法の一部改正）

第十条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第七條第七項中「事務局」を「事務局又は事務局」に改め、「第三項」の下に「（事務局を置く委員会にあつては、第一項）を加える。

第二十条第一項及び第三項中「事務局」を「事務局又は事務局」に改める。

（不当景品類及び不当表示防止法の一部改正）

第十一条 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「第五号」を「第六号」に改め

る。

第九條第一項中「第三号」を「第四号」に改める。

（所得税法の一部改正）

第十二條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項に次の一号を加える。

九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定による課徴金及び延滞金

（法人税法の一部改正）

第十三條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十八條第二項に次の一号を加える。

七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定による課徴金及び延滞金

（行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正）

第十四條 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「五十万六千五百七十一人」を「五十万七千二百二人」に改める。

（本案施行に要する経費）

本案施行に要する経費としては、約三億円の見込みである。

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業の危機打開に関する請願（第一五七九号）（第一七三三号）

一、中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願（第一八二二号）（第一八二三号）（第一八二四号）（第一八二五号）（第一八二六号）（第一八二七号）（第一八二八号）（第一八二九号）（第一八三〇号）（第一八三一号）（第一八三二号）（第一八三三号）（第一八三四号）（第一八三

五号(第一八三六号)(第一八三七号)(第一八三八号)(第一八三九号)(第一八四〇号)(第一八四一号)(第一八四二号)(第一八四三号)(第一八四四号)(第一八四五号)(第一八四六号)(第一八四七号)(第一八四八号)(第一八四九号)(第一八五〇号)(第一八五一号)(第一八五二号)(第一八五三号)(第一八五四号)(第一八五五号)(第一八五六号)(第一八五七号)(第一八五八号)(第一八五九号)(第一八六〇号)(第一八六一号)(第一八六二号)(第一八六三号)(第一八六四号)(第一八六五号)(第一八六六号)(第一八六七号)(第一八六八号)(第一八六九号)(第一八七〇号)(第一八七一号)(第一八七二号)(第一八七三号)(第一八七四号)(第一八七五号)(第一八七六号)(第一八七七号)(第一八七八号)(第一八七九号)(第一八八〇号)(第一八八一号)(第一八八二号)

第五七九号 昭和五十年三月七日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都千代田区神田小川町三ノ二

長 井上周一郎外十七名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第六〇四号と同じである。

第一七三四号 昭和五十年三月十一日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都大田区中央二ノ九ノ五大田

民主商工会内 佐々木茂雄外十七名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第六〇四号と同じである。

第一八二二号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 岐阜県山県郡美山町岩佐二二

四 恩田末吉外二十名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八二三号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 岐阜県山県郡高富町梅原 谷村香

外二十名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八二四号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 岐阜県各務原市各務二、〇〇五ノ

五 五島仁司外二十名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八二五号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 福島県いわき市錦町大島一八七有

限会社正木縫製代表取締役 正木

信人外二十名

紹介議員 苗ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八二六号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 福島県いわき市平字正月町二四合

資会社難波紙店內 難波九子外二十名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八二七号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 福島県いわき市勿来町酒井関根二

一長久保製材所内 長久保文雄外二十名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八二八号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 福島県いわき市勿来町窪田小島一

六ノ二有限会社安島工業代表取締役

役 安島万平外二十名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八二九号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県加古川市平岡町新在家二七

ノ二新生塗装工業株式会社代表取締役

締役 中元俊幸外二十名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八三〇号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 神戸市垂水区平野町西戸田三九二

九豊運送株式会社代表取締役 田

中貫外二十名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八三一号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県加古川市米田町平津六八九

ノ一沖島興業内 藤本茂樹外二十名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八三二号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県明石市魚住町金ヶ崎六九九

横山秀隆外二十名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八三三号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県加古川市加古川町北在家四

五六ノ三 花房順次外二十名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八三四号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 神戸市長田区細田町二ノ一ノ三〇

丸和化成内 犬塚光男外二十名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八三五号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市鹿塩二ノ一二ノ一一

富島好兼外二十名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八三六号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 神戸市兵庫区芦原通四ノ七賛和株

式会社代表取締役 太田弘外二十名

紹介議員 神沢 淨君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八三七号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 神戸市垂水区東垂水町荒内一、四

〇五川崎鉄工所内 川崎恒義外二十名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八三八号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 神戸市兵庫区浜崎通三ノ二有限会社 代表取締役 山田昌宏外二十名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第六二九号と同一である。

第一八三九号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 神戸市垂水区塩屋町六六二石坂建設株式会社代表取締役 石坂正義 外二十名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は第六二九号と同じである。

第一八四〇号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 川崎市川崎区伊勢町一三〇一 酒井和子外二十名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八四一号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 神戸市長田区神楽町六ノ七ノ一七 (有)ニュー・スエヒロ化学工業所 代表取締役 森本美外二十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八四二号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県明石市魚住町清水沖代一、六八四有限会社朝日製缶工業所代表取締役 川上清松外二十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八四三号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県西宮市今津水波町八ノ八 山下正治外二十名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八四四号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市大庄中通五ノ三九 今田利治外二十名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八四五号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 神戸市葺合区中島町三ノ八 脇田 才吉外二十名

紹介議員 志 苧 裕君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八四六号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 京都市中京区壬生松町二二 溝口 京外二十名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八四七号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 京都市伏見区淀美豆町三二四ノ九 二 竺原正博外二十名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八四八号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 京都市伏見区深草フケノ内町三二 二 岡本尚男外二十名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八四九号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉県船橋市丸山町一三二ノ九三 長谷川広次外二十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八五〇号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 東京都文京区本郷一ノ一四ノ八九 山ビル内 今井茂雄外二十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八五一号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 千葉市幸町二ノ八ノ二〇ノ三五 古屋茂雄外二十名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八五二号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市常光寺西之町一ノ二 四 宇都辰雄外二十名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八五三号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東園田町七ノ二〇ノ九 西司外二十名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八五四号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市潮江高内六 嘉手刈 浩外二十名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八五五号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 岐阜市島田中町四四ノ二 飯波延 久外二十名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八五六号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 愛知県一宮市北方町河屋敷一五 広瀬修外二十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八五七号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市戸ノ内町三ノ二二ノ七 安東操外二十名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八五八号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市尾浜町一ノ三二ノ一 二 山鹿久子外二十名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八五九号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 川崎市川崎区進町一七ノ一 原 田五郎外二十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八六〇号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市扶桑町二ノ一 木谷 実外二十名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八六一号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市黒野一、一五〇ノ六 早矢 仕輝夫外二十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八六二号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜県各務原市那加町野町六二二 村瀬弘子外二十名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八六三号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 神戸市長田区房王寺町三ノ二一有 限会社神戸産業車輛内 藤永富秋 外二十名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八六四号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉市天台一ノ一六ノ一三 秋元 裕外二十名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八六五号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市長森岩地 平工佐吉外二十名

第九部

商工委員会会議録第十号

昭和五十年三月二十五日

【参議院】

請願者 千葉市天台四ノ一二ノ一 安久津 静子外二十名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八六六号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県館山市北条二、〇〇八 真 田橋子外二十名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八六七号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県安房郡天津小湊町天津一、七三九 平つや子外二十名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八六八号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県安房郡千倉町瀬戸八八二 岡田健一外二十名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八六九号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県市川市市川南二ノ七二 湯浅正春外二十名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八七〇号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市長森岩地 平工佐吉外二十名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八七一号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県市川市新田四ノ一二ノ一 堀内雅子外二十名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八七二号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県船橋市前原西八ノ五ノ一八 大沢美子外二十名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八七三号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市真砂町八ノ三三 渋谷欽一 外二十名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八七四号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 千葉県千城台東四ノ一 宇井茂外 二十名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八七五号 昭和五十年三月十四日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 長野市松代町一、〇二〇 柿崎孝 子外二十名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八七六号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 長野市三輪三ノ四ノ二九 丸山和 子外二十名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八七七号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市長住町九ノ三 白井敦盛外 二十名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八七八号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市西荘五三三ノ二 永田綱夫 外二十名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八七九号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市加納北広江町 鷺見昭夫外 二十名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八八〇号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市玉姓町三ノ九 野久勘市外 二十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八八一号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市加納青藤町二丁目 石博省 一郎外二十名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八八二号 昭和五十年三月十三日受理
中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願
請願者 岐阜市長住町九ノ三 白井敦盛外 二十名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

第一八八二号 昭和五十年三月十三日受理

中小企業者の経営と生活の危機打開に関する請願

請願者 岐阜市三田洞七〇六ノ三 辻清外

二十名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。

昭和五十年四月十四日印刷

昭和五十年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P